



Title	応用会話分析研究2024：政治経済外交の相互行為実践2（冊子）
Author(s)	
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2025, 2024
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/102266
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

言語文化共同研究プロジェクト 2024

応用会話分析研究 2024

—政治経済外交の相互行為実践 2 —

岡 田 悠 佑

古 川 敏 明

福 島 玲 枝

菊 池 春 花

大阪大学大学院人文学研究科言語文化学専攻

2025

言語文化共同研究プロジェクト 2024

応用会話分析研究 2024

—政治経済外交の相互行為実践 2 —

目次

岡田悠佑 非難の相互行為的達成 —TikTok CEO に対する米議会公聴会の場面意味論—	1
古川敏明 マウイ島ラーハイナー現地公聴会における沈黙と共に —議会内公聴会との比較を念頭に—	13
福島玲枝 極性質問に対する応答義務の交渉と説明責任の再構築： 公聴会における戦略的応答の言語実践	23
菊池春花 通訳者が開始する自己・他者修復 米国公聴会でのパフォーマンス的応答の優先化	34

非難の相互行為的達成 —TikTok CEO に対する米議会公聴会の場面意味論—

岡田 悠佑

1. はじめに

上院と下院からなる米国連邦議会には、司法や外交、財務、経済、教育などに関する委員会が設けられており、それぞれの委員会の担当分野に関わる問題や関心事に対する政治判断材料、情報収集の場として公聴会が行われている。公聴会では証人として委員会に召喚した人物と委員との間のやり取りを介して情報収集が行われているが、近年の会話分析研究はそのやり取りが偏ったものであり、さらにやり取りが情報収集のためだけではなく参与者の印象操作のためのものとなっていることを示唆している (Baffy, 2020; Okada, 2019 など)。議長が委員に発話権を割り振りその委員から発せられた質問などに対して証人が応答する、という参与者の役割に基づいた話者交代システムが公聴会では敷かれており、何をどういう形式で話すかということも委員が指定するものであるため、参与に関する証人側の自由度は少ない。こうした制度的な制限を委員や議長側は活用し、対立する政党側に立つ証人に対して肯定・否定の二択では回答することが難しい内容に対してその二択をあえて義務付ける極性質問を行ったり、あるいは同じ政党に属する証人に対しては開放型質問で自由に意見を述べられるようしたりすることで、証人そして委員自身の印象操作を行っている (Caldwell & Raclaw, 2023; Kauer, 2022)。政治的対立が絡む公聴会だけではなく、アメリカ社会で問題を引き起こしている企業などに対して超党派的に行われる公聴会などでも、委員会構成員である議員は証人がいかに反社会的であるのかを示すように制度性を利用して印象を操作していることが明らかになっている (Okada, 2019; 岡田, 2024)。

しかし、こうした制度性を利用して委員会構成員である議員からの証人に対する印象操作は諸刃の剣ともなりうる。例えば、当時の司法長官セッションズに対する公聴会において当時の民主党上院議員カマラ・ハリスはセッションズの回答ターンに頻繁に発言を差し込み、それを「割込み」として彼に抗議されることで、攻撃的な人物としてメディアにも否定的に描写されている (Baffy, 2020)。また TikTok CEO ショウ・ジ・チュウを証人として超党派的に行われた公聴会でも、議員たちがチュウの証言に耳を傾けずに「政治的スタンドプレーに走った」といった評価を残しているメディア記事もある (Webber, 2023)。そして証人の回答を制限したり遮ったりあるいは回答をさせなかつたりすることは、議員自身の印象にとってマイナスに働く可能性に加えて、政治判断のための情報収集という公聴会本来の目的に反した行為であるとも言える。では、証人から証言を得ながら、委員会構成員である議員が自身に有利なようにやり取りを展開することは可能なのだろうか。自身の質問に対する証人の回答直後に第三位置でその回答に対して否定的コメントをすることで議員が証人の否定的な評価を前景化することは明らかになっているが (Caldwell & Raclaw, 2023; Okada, 2019)、それは質疑応答という隣接ペアの枠から外れた、応答を明示的に要求しない行為であり、制度性を利用して一方的な批判であると指摘することもできる。委員の発言に対して証人が応答可能な、いわゆる双方向のやり取りの中で、証人に対して特定の方向の印象が適切化されるような相互行為手続きが存在するのか否かを明らかにすること、それは世間から注目を集めるような公聴会が政治的スタンドプレーの場ではなく、政治判断のための情報収集の場としての本来の目的に適った社会的意義を持つ取組みとして機能するのかどう

かを一つの側面から検証することにもなる。そこで本稿では社会的に多くの注目を集めた 2024 年 1 月の米議会上院司法委員会での SNS 運営会社 5 社の 5 人の CEO を証人とした公聴会を対象に、証人を特定のカテゴリーに属するものとして見せようとするやり取りで委員と証人との間で複数の話者交替がなされたものを取り上げ、場面意味論 (Bilmes, 2015) の手法で微視的に分析することにより、上述の問い合わせに回答を行う。

2. 米公聴会での印象操作に関する微視的研究

米議会公聴会を相互行為の視座から分析した研究は近年少しづつ行われるようになってきており、制度性を利用して委員が証人に対する否定的評価を前景化しようとする手続きを取り上げた研究は管見の限り 4 件行われている。まず Kauer (2022) は、共和党政権時の最高裁判事候補 (共和党推薦) である証人に対する公聴会を分析し、証人に対する質問デザインによってどのように候補者を印象付けようとしているかを明らかにしている。対立政党である民主党に属する委員は極性質問によって質問のアジェンダを押し付ける一方、共和党に属する委員は開放型質問で証人が自由に回答できるように仕掛けている様子を記述している。Caldwell・Raclaw (2023) は CIA 長官候補や教育庁長官候補への公聴会において、委員の質問 (第一位置) に対する証人の回答 (第二位置) の後という相互行為連鎖上の第三位置での委員の発話に焦点を当てた分析を行っている。そして委員がその第三位置で新たな質問ではなく回答への評価という「メタ的コメント」によって、質問命題に逃避的な回答を証人が第二位置で行ったことを前景化する、ということを明らかにしている。Montiegel (2024) は、下級裁判所裁判官候補を証人とした公聴会を取り上げ、委員が自身に割り当てられた時間に限りがあること、時間上限が迫っていることといった時間制限への言及を第一位置と第三位置で行うことによって、証人たちの回答内容を制限していることを明らかにしている。Okada (2019) は自社製品の不具合により死傷者を出していたタカタの上級副社長を証人として行われた公聴会を取り上げ、証人の回答に対する第三位置での委員の心情描出を分析している。応答を明示的に要求しないものの社会的規範としては対応が求められる心情表現を巧みに描出することで、証人の沈黙を反社会的態度として構築して見せる相互行為手続きを解明している。岡田 (2024) は TikTok CEO を証人とした公聴会を対象とし、委員が証人に対して質問ではなく非難を行った後で反論機会となる発話権を証人に与えず、その代わりに自身に割り当てられた時間の返却を非難に続けて議長に申し出ることで、証人が非難に反論しなかった、という事実を残そうすることを明らかにしている。

上述のような公聴会の制度性を利用した委員からの印象操作・構築手続きに対する証人側の抵抗に関しては 2 件の研究がなされている。Baffy (2020) は司法長官を証人として行われた公聴会を対象とし、証人の回答途中での委員の割込みに対して証人が「割り込まれていること」を言及することで示すこと (Bilmes, 1997 参照) により、委員の割込み行動に対する否定的評価の前景化をおこなうことを明らかにしている。前述の岡田 (2024) では、委員による時間返却の申し出の後で、証人が議長または委員本人に回答の許可を申し出、そしてそれを拒否または無視されることで、非難に対して決して反論がないわけではなく、反論を意図的に無視されたことを相互行為的事実として残すという手続きを明らかにしている。

これらの研究のとおり、米議会公聴会という相互行為場面は参与者がお互いの印象操作を行うものであるものの、その制度性により委員と比べて証人は不利な状況にあると言える。政党間の政治的対立をはらむ公聴会の場合、委員会の議長が証人と同じ政党側であれば、Raymond, et al.

(2019) が明らかにしたように、次の委員に発話権を割り当てる相互行為機会で直前の委員による証人への否定的評価とは異なる評価を差し込むという、議長による証人への否定的評価の屈折、つまり証人への援護が見られる例もある。しかし、超党派的な取組として公聴会が開催された場合、岡田 (2024) が明らかにしているようにそうした助け舟は望めないだろう。そうした超党派的な公聴会において証人の応答やその機会が阻害されない双方向のやり取りとして、政治判断の材料となる証人の印象を決定づけるような相互行為手続きがあるのか、そして公聴会という取組が本来の意義である政治判断のための情報収集手段として適切に機能するのか。本研究はこれらを問いかねることで、米議会公聴会という相互行為の制度性に新たな知見をもたらすことを目指す。

3. データ及び方法

本研究は、2024年1月に米議会上院司法委員会において行われた公聴会で、子供に対するオンライン上の性的搾取を主題に、Facebook の運営会社である Meta Platforms、X (旧 Twitter)、Snapchat の運営会社である Snap、Discord、そして TikTok の最高経営責任者 5名を証人として召喚したものを分析対象データとし、場面意味論の手法を用いて微視的に分析する。公聴会の様子は同委員会のオンラインプラットフォームでライブストリーミングされた以外に、多くのメディアでも放送された。本研究では、米国の政治専門のケーブルテレビネットワーク C-SPAN が放送し同社が公開しているものを使用している。

分析手法である場面意味論は談話社会学者の Jack Bilmes が提唱したアプローチで、概念や行為などの対象 (referent) を指示・表現する一つの定式 (formulation) としての発話や非言語の振舞いは、それに先立つまたは後続する発話や振舞いとの前後関係という連鎖構造に加えて、その位置で他に取り得る定式との関係という修辞構造を持つものである、という考えに基づき、特定の相互行為位置での特定の定式がなす意味の体系的解明を目指したものである (Bilmes, 2011, 2015)。社会の成員である人々が持つ「意味を構築する相互行為手続きの解明」(Bilmes, 2014, p.67) をを目指した会話分析はその焦点を主に発話や非言語の振舞いの「行為としての意味」に当てているが、発言や振舞いは行為の前に発話・振舞いそのものであり、その修辞的意味も見る必要がある (Bilmes, 2021 参照)。場面意味論は連鎖構造と修辞構造という二つの構造によって展開する「意味の構造」の中で、実際になされた発話・振舞いの意味をより詳細かつ体系的に解明することを目指したアプローチである (Bilmes, 2019, 2020, 2021)。

これまでの場面意味論研究は、包摂化や対照化、再尺度化といった、行為連鎖の中で特定の発話・振舞いが同じ指示対象の他の定式化との差異から意味を構造的に構築する具体的な相互行為手続きを明らかにしてきた (Bilmes, 2015, 2019, 2021; Prior, 2019 など)。例えば、上述の Okada (2019) では、証人の回答に対する第三位置での応答を、委員はまず “that's worrisome” と否定的な心情表現を絡めた評価で定式化することで共感または否定的評価への証人の対応を相互行為の一般的な規範として適切化したうえで少しの間を置き、次に “to me” と発言することでその否定的心情が “to potential customers” のような第三者にとってではなく眼の前の自分自身に関するものであるとする。この否定的心情の当事者性の格上げによって委員は証人の対応の必要性も同時に格上げしている。こうした第三位置での応答の再尺度化により、委員は証人の反社会的態度をより強固に築いている。このように場面意味論を用いることで、SNS の CEO たちを証人とした

公聴会で政治判断の材料となる、委員や証人の発話や振舞いが特定の印象を得る筋道を詳細に明らかにすることが可能となる。

4. 分析

本稿で分析対象とするのは、上院司法委員会の委員である上院議員ジョシュ・ホーリーに割り当てられた時間内での彼と TikTok CEO ショウ・ジ・チュウとの間のやり取りである。このやり取りではまず、ホーリーがチュウに対してあなたの会社は中国共産党のために米国で不法行為を行っているのになぜ米国で禁止されないのか、と質問の形を取った非難を行う。その後チュウの反論とそれに対するホーリーのさらなる反論が繰り返される。しかしホーリーが “Your app ought to be banned in the United States of America for the security of this country.” (「この国の安全保障のためあなたのアプリはアメリカで禁止されるべきだ」) と質問ではなく宣告する形で非難を行ったところ、反論できるだけの時間はあったもののチュウは反論をせず、そのままホーリーが議長に自身の時間を終わることを示し、やり取りが終わる。したがって、ここではホーリーが TikTok に対する否定的評価の確立に成功し、チュウはその評価の転覆に失敗している、と言える。焦点は、どのような連鎖構造及び修辞構造によってこの評価が確立されるのか、構築の阻止が妨げられるのか、である。まず抜粋 1-1 では、ホーリーがチュウに対して、「自分の時間が切れる前に質問をさせてもらう」(1 行目) と予告したうえで、“Why should your platform not be banned in the United States of America?”(1-2 行目) と理由を尋ねる。なお、抜粋内の JH はホーリーを、SC はチュウを、DD は議長であるダービンを指している。

抜粋1-1

1 JH: before my time expires mister chew, .hhh let me just ask you.
2 (1.0)
3 JH: .hhh your platform, (1.1) why should your platform not be
4 ba:nned in the united states of america? .hhh you are owned by
5 ay chinese communist company.=or a company based in china. .hhh
6 the (.) editor in chief (0.3) of your parent company, .hh is a
7 communist party secretary.
8 *(0.2)
jh *gaze down to his desk and reach to a handout-->
9 JH: *.hhh your company: .hh has been surveilling americans for
-->*hold the handout and gaze on it----->((to 1.15))
10 years. (.) .hhh according to leaked audio for more than eighty
11 internal tiktok meetings, china based employees of your company
12 have repeatedly accessed non public data of united states
13 citizens. .hhh your company has tracked journalists, .hhh
14 >improperly gaining access to their ai pii ((IP)) addresses.<
15 user data >in an attempt *to< identif:y .hhh >whether they're
((from 1.9))-->*gaze straight to Chew--->((to 1.21))
16 writing< negative stories about you.
17 (1.2)
18 JH: <why should> you- your platform is basically an espionage arm

19 for the ↑chinese communist party. >why should you not be
20 banned in the united states of america?<
21 (0.4)*
(from 1.15)-->*

3-4行目におけるホーリーの発話 “Why should your platform not be banned in the United States of America?” は質問形式を取っているものの純粹に回答を求めるものではないことが、4行目のこの発話の後の位置のターン移行適切場で間を空けずに発話権を保持していることから分かる。そして続く4-7行目でホーリーは、TikTok を中国共産党が所有するもので親会社のCEOは中国共産党の書記である、と描写していく。8行目では0.2秒の音声のない状態は観察できるものの、ホーリーは手元に目線を落として資料を取り上げており、発話権を譲ろうとしていない。そして9行目からホーリーはその資料を見ながら TikTok がアメリカ人を何年にもわたって監視し、複数のリーク情報からアメリカ市民の私的情報を抜き取り、TikTok に批判的な記事を書いていないかを突き止めるためにジャーナリストに不正アクセスをしている、と述べる。17行目では1.2秒の長い間があるもののチュウは回答を行わず、18行目でホーリーが再度ターンを取り “Your platform is basically an espionage arm for the Chinese communist party.” と TikTok に対するこれまでの描写をまとめのような否定的評価を行ったうえで、19-20行目で “Why should you not be banned in the United States of America?” と3-4行目と同じ質問を再度述べ、21行目で間を空ける。

この抜粋1-1ではホーリーは、TikTok をアメリカ人に対する非合法活動を列挙し中国共産党の道具としてまとめるというラベル貼りによって TikTok を「中国共産党の道具」としてカテゴリー化している (Bushnell, 2014)。こうした TikTok への否定的カテゴリー化を挟み込んで初めと終わりに繰り返された「なぜあなたのプラットフォームはアメリカで禁止されるべきではないのか、禁止されるべきだ」という質問の形を取った非難をぶつけるという行為によって、ホーリーは自身を「アメリカの代理人」としてカテゴリー化している (Bushnell, 2014)。対して、上記の否定的評価を受ける TikTok のCEOを務めるチュウは「中国共産党の代理人」というカテゴリーを付与されており、彼が反論しない場合、あるいはホーリーが非難を取り下げる限りは、そのカテゴリーが適切なものとなる (Hester & Eglin, 1997)。こうして二人の「アメリカの代理人」そして「中国共産党の代理人」というカテゴリーは「潜在的に常時適用可能かつ実際に引き合いに出された場合は優先的に行行為を組織化する」(Fitzgerald, 2021, p. 91, 筆者訳) 常時適切なカテゴリーとして、この二人のやり取りを覆うものとなる。

続く抜粋1-2はチュウがターンを取って TikTok への否定的評価に反論し、自身に付与された「中国共産党の代理人」というカテゴリーであることを否定する場面である。

抜粋1-2

22 SC: senator i disagree with your characterization, many of what
23 you have said, we have explained in a lot of ↑detail, .hhh
24 >tiktok is-< is used by a hundred and seventy million
25 [americans, who created

チュウはまず “Senator” と呼びかけ、¹ ホーリーのTikTokに対する非難を包摂化 (Bilmes, 2008, 2009, 2015) したうえで否定する (22-23行目)。非同意の対象を “your characterization” 及び “many of what you have said” と包摂化することで、「TikTokへの描写」というカテゴリー化装置の中で対をなす「同意可能な描写」が他にあることを示唆する。そして「私たちはこれまでに詳細な説明を行ってきた」という前置き (23行目) を経て、チュウはTikTokのユーザー数を述べ、さらにそのユーザーたちが創造してきた、と発話を続ける (24-25行目)。こうしたTikTokへの代替描写を事実として報告することでチュウは、同意できない「ホーリーの描写」は彼のTikTokに対する認識不足によるものであり、比較してCEOである自身は直接の経験と知識に基づい会社に関する事実を報告できるより認識的特権を有している (Heritage, 2012a 及び Raymond, 2000参考)、ということを主張している。

直後の抜粋1-3でホーリーはチュウの25行目での発言に割り込んでチュウが示す相対的な認識的地位を否定しながら反論を行い、さらに抜粋1-1と同じ質問形式での非難を行うことでチュウへの「中国政府の代理人」というカテゴリーの適切化を試みる。しかしチュウもCEOとしての認識的地位を譲らずに反論を行い、それがさらなるホーリーの反論を呼ぶという、「現実の分離」 (Pollner, 1975) と言える認識的膠着状態 (Drew, 2018) が続く。

抜粋1-3

26 JH: [I know and every single one of those americans are in danger
27 from the fact that you track their keystrokes, .hh you track
28 their (0.2) app usage, you track their location data .hh
29 *and we know .hh *that all of that information can be
*look at handout---*show handout to Chew and look at him-->
30 accessed by *chinese employees (.) who are subject (0.4)
-->*drop handout but keep looking at Chew-->((to 1.36))
31 >to the dictates of the chinese communist party.<
32 (0.5)
33 SC: tha- that i[s not-
34 JH: [>why- why should you not be banned in this
35 country?<
36 SC: uh senator, *that is not accurate, a- a lot of what you
jh ((from 1.30))-->*((camera switch to SC))
37 described we collect, we don't.
38 (0.3)
39 SC: [(and we)
40 JH: [it is one hundred percent accurate. *DO YOU DENY: (0.7) that
jh *look at handout----->
41 repeatedly american's data has been *accessed by bytedance
-->*look at Chew
42 employees in china?
43 (0.7)

¹ 公聴会での証人による “senator” や “chair” などのターン冒頭の呼びかけは、その相手が進めようとしている活動に水を差す行為を行う際の前置きとして用いられているように思われる。

44 SC: uh we built a project that- you know=cost us >billions of
45 dollars< to stop that. and we have (.) made a lot of
46 [↑progress,
47 JH: [and it HASN'T BEEN STOPPED. according to the wall street
48 journal report from just <yesterday,> (1.0) even no:w,
49 bytedance workers, without going through official channels,
50 (.) have access to the >private information of american
51 citizens. i'm quoting from the article, private information of
52 american citizens, including their< birthdate, .hhh their
53 ai pii ((IP)) address, and ↑more. that's ↑now.

ホーリーはまず “I know” と返すことで (26行目)、自身の認識が不足しているわけではないと主張し (Heritage, 2012b)、チュウが示した相対的な認識的地位の修復そして無効化を試みる。ホーリーは26-29行目で具体的なチュウ = TikTokによるアメリカ人への非合法な情報収集を三項目のリスト (Jefferson, 1990) として提示することで自身の認識的地位の根拠を示しつつ、TikTokへの否定的評価の再適切化を試みる。さらに手元のハンドアウトを手に取りそれをチュウに見せながら、“and we kno:w” とホーリーだけでなく委員会構成員間で共有されたものとして認識の妥当性を格上げし (Bilmes, 2019)、その抜き取った情報は全て中国共産党の指示下にある中国人従業員が入手可能だと主張することで、TikTokへの否定的評価の強化を行う (29-31行目)。ホーリーは34-35行目で、抜粋1-1と同じ質問による非難を再度行うことで、抜粋1-2でのチュウの反論はその意義をなしていないことを示す。これに対してチュウは直後の36行目で “Senator” と呼びかけ、ホーリーの非難に再度反論を開始する。そして引き下がった33行目での発話 (“That is not”) を再利用し、“that is not accurate” とホーリーの主張を認識の精確性の観点から否定する。さらに抜粋1-2での反論と同様に、ホーリーの描写 (“A lot of what you described”) を “We don't” と否定し、認識の訂正を試みる。

チュウは39行目でさらに自身の認識を加えようとするが、ホーリーはそれに重複する形で、チュウが提示する認識的地位の妥当性を前述の発話で否定する (40行目)。そしてチュウに、TikTokの親会社である中国のByteDanceの従業員が何度もアメリカ人のデータに接続していることを否定するのかを極性質問の形で尋ねる (40-42行目)。抜粋1-1でリーク情報を読み上げた手元の資料に目を遣りながら “DO YOU DENY:” と大きな声で強調するという発話及び非言語の振舞いを組み合わせたデザインにより、否定するのであれば驚きだ、といった志向を示した、根拠に基づいた非難をなしている。これに対してチュウはホーリーの発話が形式上求める肯定・否定の形ではなく (Raymond, 2003)、44-46行目で「それを阻止するために数十億かけたプロジェクトを構築し大きく向上している」と答える。ここでチュウはそのプロジェクトを「構築した」 (“built”) 過去の時点から現在に至るまで向上していることを伝えることで、親会社従業員からの不適切な接続が現在まで繰り返し起こっているというホーリーの認識の修復を試みている。

この修復を介したチュウの認識的地位の主張に対してホーリーは47行目、チュウの46行目での発言途中に割込みを行い、具体的なメディア記事を用いて否定する。47行目、ホーリーはまず大きな声で現在まで阻止されていないということを反論することで、チュウの主張の誤りを強く指摘する。ホーリーはその根拠として「昨日のウォール・ストリート・ジャーナルの記事」という情報源を引き合いに出し (47-53行目)、“that's now” と再度時系列に関する認識の訂正を強調する

ことで、TikTokに対する「中国共産党の道具」という否定的評価が妥当であることを主張してターンを終えている。

この具体的なメディア報道を根拠にした認識的地位に基づく非難に対し、チュウは次の抜粋1-4で反論を行う。しかしここでは会社のCEOという立場による認識的特権を主張するのではなく、ホーリーとの共成長性に基づく反論を展開する。しかしこの認識的膠着状態を解消しようという試みは、ホーリーによって、チュウの「中国共産党の代理人」というカテゴリーの実践として構築される。そのうえでホーリーは、「現実の分離」はチュウの認識的卓越性によるものではなく中国共産党の代理人であるからだ、ということを主張し、最後に質問形式ではなく直接的な非難を行う。

抜粋1-4

54 (0.2)
55 SC: senator as we know, the media doesn't always get it right.
56 (0.5)
57 SC: w- what [we have- what we have uh: ()
58 JH: [huhuhuhuh fbut the chinese communist party does?£
59 (0.4)
60 SC: i'm not saying that. what i'm saying is that we have- we have
61 spent billions of dollars to build this ↑project, (0.3) it's
62 rigorous it's robust, it's unprecedented, and i'm >proud of
63 the work that the two thousand employees< are doing to PROTECT
64 the data (0.2) [of american citizens.
65 JH: [it's ok but it's not- it's not protected,
66 that's the problem. mister chew, it's not protected at all.
67 it's subject to communist chinese party inspection and review:
68 <your app,> unlike anybody else sitting here, and heaven knows
69 i've got problems with everybody here. .hh but your app unlike
70 <any of those,> .hh is subject to the <control> and inspection
71 of ay <foreign hostile government.> .hhh that is >actively
72 trying to track the information of whereabouts of every
73 american that they get their hands on.< *your app ought to be
jh *point to Chew----->
74 ba:nned in the united states of america for the security of
jh -->
75 #this count*ry.
jh -->*
a #applause---->
76 (0.4)
77 JH: +thank you, mister chairma%n,
a -->
sc +write down something----->
dd %bang the gavel-->
78 DD: +#%senator Hirono.

a -->#
sc -->+
dd --%

ホーリーによる具体的なメディア報道を根拠にした認識的地位に基づく主張に対してチュウは、55行目で“Senator”と呼びかけ、“As we know, the media doesn't always get it right.”と反論を行う。このチュウの反論は「昨日のウォール・ストリート・ジャーナルの記事」を包摂化することで、その具体的な内容に立ち入ることなく否定をしている。さらに“As we know”という発話によって、「メディアは常に正しいわけではない」という認識はホーリーとチュウの間で共有されているべき「一般常識」というカテゴリー化装置の一つとして提示されている。ここではチュウはこれまでの反論とは異なり「CEO」として会社に関する事実を報告するのではなく同じ常識を共有するもの同士として、当然あるべき認識を思い起こさせる、という形でホーリーの認識の修正を試みている。

チュウは57行目で“What we have-”と「CEO」として説明を加えようとするが、その途中でホーリーは割って入り、チュウに対する反論を行う。58行目でホーリーはまず笑いを差し込み、その上で“but the Chinese communist party does?”と笑いながら尋ねる。この“but”から始まる発話はチュウの発話“As we know, the media doesn't always get it right.”に文法的に従属したターン構成ユニットであり、受け手であるホーリーによるチュウの発話への転覆的拡張 (Bolden, et al., 2019; Schegloff, 2016) として機能する。そして笑いながら確認を求めることで、「中国共産党は常に正しい」を暗示する「メディアは常に正しいわけではない」というチュウの認識は「一般常識」ではなくホーリーが持ち得ない「笑うべきおかしなチュウの認識」というカテゴリー化装置に包摂されるものである、ということを示している。この転覆的拡張を踏まえた命題の確認によってホーリーは、チュウの認識が「中国共産党の代理人」を実践しているものであることを関連付けているが、それはホーリーがこれまでの抜粋での非難によって潜在的に紐づけてきた「中国共産党の代理人」というチュウに対するカテゴリーが、「潜在的に常時適用可能かつ実際に引き合いに出された場合は優先的に行行為を組織化する」(Fitzgerald, 2021, p. 91, 筆者訳) 常時適切なカテゴリーとしてこのやり取りを覆っているからであると言える。こうしてホーリーは58行目の転覆的拡張によって55行目でのチュウの反論を彼の「中国共産党の代理人」というカテゴリーの実践として捉えることで、チュウがTikTokへの否定的評価を否定することは、一般常識に照らして適切な認識ではなく、一般常識から外れた笑いの対象となる認識で、ホーリーとは対照的なものである、という含意が生まれるようにしている。これは常時適切なカテゴリーへの志向による回顧的な意味構造の刷新 (Kim & Fitzgerald, 2024) と言えるだろう。

60行目でチュウはホーリーの転覆的拡張を“I'm not saying that.”と否定し、“What I'm saying is that”とホーリーに対して理解の修復を明示的に開始する。60-61行目にかけては投資額を述べるという事実の報告を行うが、61-64行目にかけてはそのプロジェクトへの肯定的な評価を下している。これに対してホーリーは“It's ok but it's not- it's not protected, that's the problem. Mister Chew, it's not protected at all.”という発話で割り込む(65-66行目)。この発話は投資額という事実の部分には“ok”としつつも評価の部分には異議を唱えているように見え、チュウによる修復の試みがホーリーの認識を変更できていないこと、刷新された意味の構造に影響を与えていないことを示す。そして67行で“It's subject to Communist Chinese Party inspection and review”と続け、

さらに 68-73 行目で、この場にいる他の SNS 会社や自分とは違い、TikTok は敵性外国政府の道具である、という認識を提示する。これは 58 行目での転覆的拡張による意味の構造に基づいた、「中国共産党の代理人」が CEO を務める「中国共産党の道具」である TikTok という認識をさらに詳しく展開するものと言える。ホーリーはそのうえで 73-75 行目で、“Your app ought to be banned in the United States of America for the security of this country.” という非難を行う。これに対してチュウは 76 行目の 0.4 秒の間で反論を行わず、77 行でホーリーが自身に割り当てられた時間を議長に返した際も下を向いてメモを取るだけで応答権を主張せず、議長は次の委員への指名を行う (78 行目)。したがって、ホーリーによる TikTok への否定的評価をチュウが受け入れていることがこの抜粋での相互行為事実として構築されている。

5. 考察及び結論

本稿は、米連議会公聴会という利害を大きく左右する制度的相互行為の中で超党派的に行われた公聴会を対照に、証人の応答やその機会が阻害されない双方向のやり取りとして、政治判断の材料となる証人の印象を決定づけるような相互行為手続きがあるのかを探ることで、公聴会という取組が本来の意義である政治判断のための情報収集手段として適切に機能するのかを明らかにすることを目指した。2024 年 1 月に行われた大手 SNS 会社 5 社の CEO を証人として行われた公聴会の中で、意見の応酬が見られた TikTok CEO のチュウと上院議員ホーリーとのやり取りに焦点を当て、場面意味論の観点から分析した結果、少なくともこの両者のやり取りにおいては、議員による証人への一方的な攻め立てではなく、TikTok への評価を巡り認識的地位の勾配を主張し合う双方向のやり取りがなされていた。やり取りの最後でホーリーによる TikTok への否定的評価に対してチュウからの抵抗がなされなかつたことは、ホーリーの義務的特権 (Stevanovic & Peräkylä, 2012) によるものというよりも、認識的膠着状態に区切りをつけた転覆的拡張による意味の構造の刷新の結果と言える。チュウは「CEO」という認識的特権を事実の報告という行為で実践することによって、ホーリーが当初より図っていたチュウの「中国共産党の代理人」というカテゴリー化の適切化を阻止していた。しかし、抜粋 1-4 での「私達が知っているとおり、メディアは常に正しいわけではない」という「一般常識」というカテゴリー化装置に依拠した反論をなすことで、それが一般常識ではなくおかしな見方を「中国共産党の代理人」として実践していると、「だが中国共産党はいつも正しい」というホーリーの転覆的拡張によって回顧的に意味づけられてしまった。それがやり取りを通じて構築していた意味の構造を、企業の CEO と外部者という認識的地位のやり取りから敵性外国政府である中国共産党の代理人とアメリカの代理人というやり取りに変容させることとなり、非難への抵抗を難しくしたと言えるだろう。

先行研究が明らかにしているように、米議会公聴会では相手がどのような行為をなすべきかを定める義務的地位 (Stevanovic & Peräkylä, 2012) は証人側にとって不利となるように配分されている。しかしそれは必ずしも委員 (議員) による一方的な攻め立てを可能にするものではない。抜粋 1-2・1-3 で見たように、義務的特権は認識的特権の行使によって抵抗することが可能だからである (cf. Flint & Rhys, 2023)。しかし認識的特権もカテゴリーに基づくものである以上、別のカテゴリー化で上書きによって抵抗を無効化することも可能である。本研究が明らかにしたような、相手の行為を常時適切化可能なカテゴリーの実践と捉えるような方法はその一つと言えるだろう。したがって、証人の立場からすれば、何を議題としたものでどのような立場で参加しているのか、そこではどのようなカテゴリーが潜在的に関連付けられるのか、どうやって認識的立

ち位置や地位を示すことができるのか、といったことは把握してくべきだろう。議員の立場からしても、それらを理解したうえで主張を戦わせることは、制度的に与えられた義務的特権を行使して発話権を譲らずに証人の反論を聞かないで主張のみを一方的にぶつけることよりも、公聴会という取組を政治判断のための情報収集手段として適切に機能させることにつながるだろう。

参考文献

- Baffy, M. (2020). Doing ‘being interrupted’ in political talk. *Language in Society*, 49(5), 689–715.
- Bilmes, J. (1993). Ethnomethodology, culture, and implicature: Toward an empirical pragmatics. *Pragmatics*, 3(4), 387–409.
- Bilmes, J. (1997). Being interrupted. *Language in Society*, 26(4), 507–531.
- Bilmes, J. (2008). Generally speaking: Formulating an argument in the U.S. federal trade commission. *Text & Talk*, 28(1/2), 193–217.
- Bilmes, J. (2009b). Taxonomies are for talking: Reanalyzing a Sacks classic. *Journal of Pragmatics*, 41(6), 1600–1610.
- Bilmes, J. (2011). Occasioned semantics: A systematic approach to meaning in talk. *Human Studies*, 34(2), 129–153.
- Bilmes, J. (2015). *The structure of meaning in talk: Explorations in category analysis. Volume I: Co-categorization, contrast, and hierarchy*. University of Hawaii. <http://www2.hawaii.edu/~bilmes>
- Bilmes, J. (2019). Regrading as a conversational practice. *Journal of Pragmatics*, 150, 80–91.
- Bilmes, J. (2021). Organizing talk with contrasts: Nixon and Colson discuss watergate. *Journal of Pragmatics*, 175, 1–13.
- Bushnell, C. (2014). On developing a systematic methodology for analyzing categories in talk-in-interaction: Sequential categorization analysis. *Pragmatics*, 24(4), 735–756.
- Bolden, G. B., Hepburn, A., & Potter, J. (2019). Subversive completions: Turn-taking resources for commandeering the recipient’s action in progress. *Research on Language and Social Interaction*, 52(2), 144–158.
- Caldwell, M., & Raclaw, J. (2023). ‘I just need a yes or no’: Managing resistant responses in US Senate hearings. *Discourse Studies*, 25(5), 618–640.
- Drew, P. (2018). Epistemics in social interaction. *Discourse studies*, 20(1), 163–187.
- Fitzgerald, R. (2021) Sacks: On omni-relevance and the layered texture of interaction. In R. Smith, R. Fitzgerald & W. Housley. (Eds.), *On Sacks: Methodology, materials and inspirations* (pp. 88–100). Routledge.
- Flint, N., & Rhys, C. S. (2023). Teenage resistance to a parental threat: Intercepting an action-in-progress as a form of resistance. *Journal of Language and Social Psychology*, 42(5-6), 610–629.
- Heritage, J. (2012a). The epistemic engine: Sequence organization and territories of knowledge. *Research on Language and Social Interaction*, 45(1), 30–52.
- Heritage, J. (2012b). Epistemics in action: Action formation and territories of knowledge. *Research on Language and Social Interaction*, 45(1), 1–29.

- Hester, S., & Eglin, P. (1997). Membership categorization analysis: an introduction. In S. Hester & P. Eglin (Eds.), *Culture in action: Studies in membership categorization analysis* (pp. 1–24). University Press of America.
- Heritage, J., & Clayman, S. (2011). *Talk in action: Interactions, identities, and institutions*. Wiley-Blackwell.
- Jefferson, G. (1990). List-construction as a task and resource. In G. Psathas (Ed.), *Interaction competence* (pp. 63–92). University Press of America.
- Kaur, T. (2022). Conversation analysis in a US Senate Judiciary hearing: Questioning Brett Kavanaugh. *Discourse Studies*, 24(4), 423–444.
- Kim, Y., & Fitzgerald, R. (2024). Occasioned Semantics and Membership Categorisation Analysis: Fields of meaning, categorial consistency and omni-relevance. *Journal of Pragmatics*, 226, 17–30.
- Montiegel K (2024) Invoking time limits for managing responses in US Senate Judiciary Committee lower court nomination hearings. *Discourse Studies*, 26(6), 778–798.
- Okada, Y. (2019). Discursive construction of “antisocial” institutional conduct: Microanalysis of Takata’s failure at the U.S. congressional hearings. *Journal of Pragmatics*, 142, 105–115.
- 岡田悠佑 (2024) 「「放置されている」ことを示すこと—TikTok を巡る米公聴会の会話分析—」『応用会話分析研究 2023—政治経済外交の相互行為実践— 言語文化共同研究プロジェクト 2023』, 1-10.
- Prior, M. T. (2019). The interactional dynamics of scaling and contrast in accounts of interpersonal conflict. *Journal of Pragmatics*, 150, 92–110.
- Pollner, M. (1975). ‘The very coinage of your brain’: the anatomy of reality disjunctions. *Philosophy of the Social Sciences*, 5(3), 411–430.
- Raymond, G. (2000). The voice of authority: The local accomplishment of authoritative discourse in live news broadcasts. *Discourse Studies*, 2(3), 354–379.
- Raymond, G. (2003). Grammar and social organization: Yes/no interrogatives and the structure of responding. *American Sociological Review*, 68(6), 939–967.
- Schegloff, E. A. (2016). Increments. In J. D. Robinson (Ed.), *Accountability in social interaction* (pp. 239–263). Oxford University Press.
- Stevanovic, M., & Peräkylä, A. (2012). Deontic authority in interaction: The right to announce, propose, and decide. *Research on Language and Social Interaction*, 45(3), 297–321.
- Webber, T. (March 23, 2003). TikTok CEO Shou Zi Chew; 3 things to know. AP News.
<https://apnews.com/article/tiktok-ban-shou-zi-chew-testify-7927b1915db270aac67ca6f4ca31d6f3>

謝辞

本研究は 2023 年度放送文化基金助成 (人文社会・文化) 「米公聴会とそのニュース報道の談話分析による事実検証手法の考察」を受けて行われた。

マウイ島ラーハイナー現地公聴会における沈黙と共感 —議会内公聴会との比較を念頭に—

古川 敏明

1. 導入

応用会話分析研究をテーマとする言語文化共同研究プロジェクトでは、アメリカ合衆国の連邦議会が主催する公聴会の分析が進められてきた。昨年度は、誰もが知る企業の代表者が証人として召喚された議会内公聴会を分析対象とするまとまった成果が発表されたことにより、研究の進展が新たな段階に入ったように見える (岡田, 2024; 福島, 2024; Kikuchi, 2024)。これらの先行研究を踏まえた上で、本稿では議会の外で開かれる現地公聴会 (field hearing) へと分析対象を広げ、その特徴を明らかにする。

具体的には、(1) 議会内ではなく現地公聴会における相互行為を分析し、(2) アメリカ本土ではなくハワイ州で実施された事例に着目することで、比較の視点を導入し、言語文化共同プロジェクトへの貢献を目指す。特に、災害による被害を受けた住民の声を聞くことを目的としたハワイの現地公聴会からのデータを分析し、現地公聴会では議会内公聴会よりも緩やかな時間管理が行われていることを指摘する。この点を軸に論を展開し、マウイ島ラーハイナーで行われた現地公聴会では議員が聞き、共感を可視化することが最優先事項として位置付けられていると主張する。そして、当該共同プロジェクトが主たる分析対象としてきた議会内公聴会の制度的な特徴を逆照射することを試みる。

本稿のアウトラインは以下の通りである。まず、2節で公聴会及び類似の制度的場面について整理する。続いて3節ではハワイ州で行われた現地公聴会について民族誌的な記述を含めた説明を提示する。4節では議会内公聴会からの抜粋と比較しつつ、現地公聴会からの抜粋の分析を進めていき、5節で結論を述べる。

2. 背景—公聴会と類似の制度的場面—

公聴会は制度的な場面である。公聴会における相互行為の研究を進展させる上で、類似の場面、特に裁判における相互行為に関する先行研究の成果を取り込んでいくことが必要だと思われる。とりわけ先行研究で分析されてきたのが尋問であり、裁判には自分側の証人を尋問する主尋問 (direct examination) と相手側の証人を尋問する反対尋問 (cross examination) がある。米議会公聴会で議員が証人に対して行う行為は、反対尋問と多くの共通点があるようと思われる。議員の多くがロースクールでトレーニングを受け、弁護士資格を持つであろうことを考慮すると、実際にこの訓練の成果が公聴会でも実践されていると推測される。

一方、米議会公聴会で議員が行う尋問はしばしば英語メディアによって grill (Kerr, 2023, March 23) あるいは grilling (Soo, 2024, February 2) と描写されることに注意したい。grilling は一見「厳しい、徹底的な追求」という意味だが、この「追求」は「論理的」で「合理的」というより、「恣意的」で「感情的」な「詰問」や「糾弾」のように聞こえることもある。議会公聴会は議員が集団で証人を「追求」するという、利害関係者に向けたパフォーマンスを行う場、ある種の「政治ショー」が行われる「劇場」という性格を有する。

本稿では公聴会の参加者たちの視点から、公聴会が通常、どのような活動として理解されているかを明らかにしたい。そのため、米議会の小委員会が実施した現地公聴会と呼ばれる種類の公聴会を分析する。これは委員会のメンバーたちが議会内ではなく、議会外つまり現地に赴いて、証人から話を聞くために開催するものである。事業者たちの声を聞くことを目的としていたり (Karni & Edmondson, 2023, March 5)、自然災害で被害を受けた地域住民の声を聞くことを目的としていたりする (U.S. House Committee on Financial Services Democrats, 2015, November 6)。現地公聴会は、議会内で行われる公聴会と異なるいくつかの重要な特徴を持つ。まず、証人が議会に呼ばれるのではなく、議員が現地に赴く。次に (政治専門チャンネル C-SPAN を除けば) 主流マスメディアが集結するというより、地域メディアにとって取材が行いやすい状況である。議会内の公聴会との比較対象として現地公聴会を分析し、前者の制度的特徴も浮き彫りにしていく。

2023年8月に火災で甚大な被害が出たハワイ州マウイ島ラーハイナー (Lāhainā) で実施されたのも現地公聴会である (Committee on Oversight and Government Reform, 2024, August 21)。なお、プレスリリースによると、当該公聴会は議員が証人から話を聞くことを目的としており、パブリックフォーラム (public forum) ではないと明記されている。用語を整理しておくと、パブリックフォーラムは公開討論や意見交換の場を指すのに対し、類似のタウンホールミーティング (town hall meeting) はより地域や政治と密接に関連するイベントで、住民が直接質問し、公的機関の代表者が回答する場を指す。本稿が分析する現地公聴会は連邦議会の議員が現地に赴き、召喚した証人に質問をする場である。それぞれ参加の枠組みが異なることに注意したい。(ただし、共和党が現地公聴会を開催することについて、宣伝やプロモーションが主であることを意味する road show という用語を見出しに用いて揶揄する記事 (Karni & Edmondson, 2023, March 5) があるようだ。)

3. 方法—マウイ島ラーハイナー現地公聴会—

2023年8月にハワイ州マウイ島ラーハイナーで起こった火災により甚大な被害が生じ、死者は100人以上、焼失した家屋は2200件を超えた (Alfonseca & Sarnoff, 2024, October 3)。ラーハイナーがかつてハワイ王国の首都であった歴史ある街であることも衝撃を増すことに寄与していたかもしれない。現地公聴会は火災から約1年後の2024年9月4日にハワイ州マウイ島ラーハイナーのシビック・センターで開催された。政府運営と連邦労働力小委員会 (Subcommittee on Government Operations and the Federal Workforce) のピート・セッションズ (Pete Sessions) を議長とし、第1部の後に休憩を挟んで第2部が行われた。第1部には4名、第2部には5名の証人が召喚され、所要時間はそれぞれ1時間53分と1時間19分だった。

現地公聴会の行為連鎖は議会内公聴会と同様、まず議長による開催の宣言が行われ、証人による宣誓の後、証人が5分程度で順番に冒頭陳述を行っていく。その後、議長が小委員会の委員である議員を指名し、指名された議員が持ち時間の中で質問を開始する。また、参加者たちの配置も議会内公聴会と同じく、会場の前方に議長を含む小委員会の委員たちが横一列に座り、その正面には証人たちが委員と相対して横一列に座り、証人たちの背後には聴衆が座っている。

ただし、委員たちの背後、つまり会場の正面の壁には星条旗と共にハワイ州の旗が掲げられ、委員たちがおそらくハワイ州関係者から贈られたレイをかけているという状況は、議会内公聴会と対照的であり、現地公聴会がハワイで行われているということを窺わせた。さらに、正面に座った委員4名のうち、中央の議長セッションズと委員のケイティー・ポーター (Katie Porter) は

レイをかけているが、両端に座ったエド・ケース (Ed Case) とジル・トクダ (Jill Tokuda) はレイをかけていない。後者 2 名はハワイ州選出の上院・下院議員であり、前者は他の州で選出された議員であるからいわば「ゲスト」という扱いであることがわかる。(会場を聴衆の視点から見ると、左からケース、ポーター、セッションズ、トクダという席順になっている。)

本稿の主たるデータは、政治専門チャンネル C-SPAN のウェブサイトで視聴できる動画 (C-SPAN, 2024a, b) である。(ちなみに、画面上の企業ロゴを除けば同じ動画が Forbes の YouTube チャンネルでも 1 つの動画として公開されている。) 議会内と議会外公聴会の違いが観察される箇所のトランスクリプトを作成し、さらなる分析を行なった。マルチモーダル会話分析のため、発話以外のモードも一部トランスクリプトに反映し、参加者に特定の記号 (%や&) を割り振つて、動作の開始部を示した。

4. 分析—沈黙と共感の相互行為—

本節ではまず議会内公聴会で議長が時間に言及している箇所を確認した上で、現地公聴会のデータの分析へと進んでいく。

以下は環境問題に関するオンライン開催の公聴会における議長の発言箇所からの抜粋である (古川, 2024, p. 16, 抜粋 4)。

抜粋 1—持ち時間は 5 分—

1 G: uh thank you. (0.2) uh I'm gonna hold tight (.) tuh to the
five minute rule here, for the remainder of (). (0.5)

議長 G のように時間への言及は、議会内公聴会においてしばしば観察される。ここでは、ある委員から別の委員への質問に移る間に、公聴会における持ち時間を厳格に適用する旨が述べられている。同様に、TikTok の CEO ショウ・ジ・チュウが召喚された議会内公聴会でも、議長が “no. we're gonna move on” と述べている箇所について、「チュウの要求を明示的に否定し、公聴会の進行が優先されることを理由として伝え」たと分析されている (岡田, 2024, p. 6)。これは持ち時間に関するルールが別の行為 (証人に反論の機会を与えない) の資源として利用された例だ。こうした場面において時間管理を厳密に行なうことが話題となる際は、質問を行う議員が大勢控えていることが暗に示される。例えば、上記 TikTok の公聴会の所要時間は約 5 時間で、尋問を行った議員の数は “dozens of lawmakers” と報じられている (Kerr, 2023, March 23)。C-SPAN のウェブサイトでこの公聴会の参加者として表示されている議員の人数は議長を含め 50 名である。議長が時間管理を行い、質問者が 5 分の持ち時間を遵守したとしても 4 時間以上かかる計算になる。質問者が多い公聴会において、議長は時間管理という重要で差し迫った問題に直面し、委員は限られた時間の中でメディアや有権者に印象を残したいという動機を持っていることを確認しておきたい。もちろん、ここには必要な説明はしたいが、不必要で理不尽な追求は受けたくないという証人の動機や利害も関わってくることになるので、公聴会における相互行為が複雑なものとなる。

続いて、現地公聴会の第 1 部と第 2 部からの抜粋を分析する。抜粋 2 は第 1 部からのやりとりで、ポーター議員 (KP) が 3 人目の証人への質問を終えようとしている場面である。ポーターのコメントと議長セッションズ (PS) による応答に着目したい。

抜粋2—委員の人数—

23 KP .h uhm so I would encourage you to think about that.
24 I actually have more questions but I'm gonna-
25 er my time has expired .h and I hope we have a chance
26 to come back around mister chair if we can.
27 (0.8)
28 PS thank you very much ((gavel)) gentlewoman yields back
29 her time and the answer to that is (0.9) yes we will do
30 that. you had .h previously uh directed that comment
31 to me and I wanted to be .h as realistic as I could.
32 we don't have forty members here. we have members
33 who are here [()]
34 KP [you should be thankful.] \$we don't have forty\$
35 [mem[b(h)e(h)r(h)s.
36 Aud [(laughter)]
37 PS [(well)]
38 (0.7)
39 PS I agree with that also.
40 Aud ((laughter))
41 PS we now move uh to the- distinguished gentle(man)
42 () for her five minutes.
43 JT thank you mister chair: and

KP は 1 行目で証人に対し、先行する話題について無理強いしないスタンスを示している。2 行目からはまだ質問があるがフロアを手放すことを示唆しつつ、自己開始・自己修復し、3 行目で自分の持ち時間に対する理解を示した上で、4 行目にかけて、あとで再度質問したいという要望を議長 PS に伝えている。

間の後、PS は 6 行目で KP に感謝を述べると共に、木槌を叩くことで、KP の持ち時間が終了したことを示している。PS は 7 行目から KP の要望に肯定的な応答すると、8 行目ですでに KP から自分に対して同じ要望があったことに言及している。PS は 9 行目で「現実的」(realistic) に對処したいという自己の希望を明かしているが、これは質問をする議員の持ち時間の管理についてということだろう。PS は現実的に時間管理することが可能な理由として、10 行目で小委員会のメンバー数 (forty) に言及している。

PS がメンバーへの言及を継続している間、12 行目で KP が発話を開始し、証人たち (you) に向けて感謝すべきであると述べ、その理由として、PS が言及したのと同じ小委員会の人数に笑いを含んだ声で言及している。KP が人数に言及した直後の 14 行目で聴衆 (Aud) が笑っている。換言すれば、委員は 40 人もいないので、KP が再度質問をする時間を確保できるという PS の含意を利用する形で、KP は議会内と現地公聴会の状況を対比することにより、現地公聴会の証人たちが大勢の委員たちから次から次へと尋問される心配はないことを笑えることとして提示した。そしてその試みは成功したといえる。現地公聴会の参加者たちが通常、議会内公聴会で grilling が行われる政治的劇場に関する文化的知識を共有しているからこそ笑いが成立したのである。

KP が発話を終える直前で、まだ聴衆が笑っている 15 行目で、PS は応答を開始し、少し間を置いてから、17 行目で KP の見解に同意を表明すると、18 行目で再び聴衆が笑っている。その後、PS は次の質問者へと移行していく。

次の抜粋3は、第2部からのやりとりである。2番目の証人として冒頭陳述をするマウイ郡の市長リチャード・ビッセン (Richard Bissen, RB) の発話、それに対する議長セッションズ (PS) の応答に着目したい。4行目にはビッセンの後に証言する証人ローレン・ナーム (Lauren Nahme, LN)、6行目には委員のトクダ (JT) による行為がトランスクリプトに反映されている。

抜粋3—沈黙—

1 RB if we don't recognize the faces (0.4) .h hh .h (1.3)
2 .h (1.9) .h of our friends and our family. (3.0) as we
3 repopulate .h then we will have lost this battle (.)
4 for our people. .h (2.1)%(1.9) tch and even one more family
ln %右手で RB の左腕に触れる
5 loss is one too many. (1.0) .h mahalo.
thank you
6 (12.3) & (2.0)
jt &PS を見る
7 PS ((clang)) mister mayor we acknowledge (0.8) and
8 respe:ct (1.0) not only the effort that ↑you (.) and
9 others who will speak today .h (.) but with great respect
10 that I will recognize and do as well as my colleagues .h
11 that each of you have a task today (0.5) and that is to
12 represent people. (1.2) your words (.) are sincere (1.2)
13 your accomplishments (0.5) ca:n and should be noted. (0.6)
14 .h but we are here also (0.9) to look to the future (0.5)
15 about how we will continue to work with you .h based upon
16 the past (0.7) that ng- (0.5) we think is important (0.7)
17 so for each of you who now follow the mayor (1.9) please
18 know this that we do recognize (2.2) the heartfelt emotion
19 (0.4) that comes with this (0.6) and you will be given
20 that time to express that (0.6) and we respect it (0.4)
21 so thank you very much. (0.4) we now move to our next witness,

RBは先行する発話(抜粋なし)で時折言葉に詰まる様子を見せていましたが、1行目から2行目において、間を置き、大きく息を吸って吐き出す(hh)ことにより、著しい言い淀みを生じさせている。これはRBが自身の情動を可視化する行為だ。話題となっているのは、火災で消失したチーハイナーの街で居住が再開したとしても、住人の顔ぶれが変わってしまっているということが懸念されるという仮定のシナリオである。RBは3行目で戦闘の比喩を用い、4行目で再度長い間を置く。この際、隣のLNがRBの腕に触れることで共感を示すとともに、心理的なサポートを行っていると考えられる。RBは発話を再開すると、5行目で再び間をおいて息を吸い、最後にハワイ語(mahalo)で自らのフロアを手放す。

ここで次に期待される行為は議長PSがRBに感謝を述べ、冒頭陳述の終結を示し、次の証人による冒頭陳述へ移ると宣言することである。しかし、6行目には非常に長い間がある。公聴会という制度的場面では、参加者の誰でも順番をとることができるのは誰でもない。誰も話し出さないのは次の話者が議長であるべきだという規範が作用しているからに他ならない。だから、この間は議長のPSに属する。実際、隣に座っているトクダが横を向きPSに視線を向ける様子が動画では確認できる。画面では6行目でPSは口を真一文字に結び、正面を見据えたまま、前に座るRBの方に視線を向けている。この時点では画面にはPSが映し出されており、ある意味、C-SPANの撮影者あるいはビデオスイッチャーも次の話者がPSであるという理解を示していると解釈することができる。

順番移行可能地点から 14.3 秒経過して、7 行目で議長 PS がようやく応答を開始すると、さらに約 1 分を費やして RB に語りかけるような発話をを行う。(冒頭でマイクをオンにした際に音が出る。) PS は呼びかけを行い (mister mayor)、ゆっくりと間を置きながら、小委員会という立場 (we) で、RB 他の証人たちによる証言 (effort) を認め尊敬する (acknowledge (0.8) and respect) と述べている。9 行目で respect を繰り返し (but with great respect)、今度は個人として (I)、そして他の委員にも言及しつつ (as well as my colleagues)、12 行目にかけて証人たちがラーハイナーの人々を代表してこの場で証言していることに対して肯定的な評価を表明する。PS は 14 行目から自らを小委員会 (we)、証人たちをハワイ州・ラーハイナーの人々 (you) と位置付けるとともに、17 行目で後者が市長である RB のリーダーシップのもとで行動するという理解を示している (each of you who now follow the mayor)。最後に、PS は 18 行目から 20 行目にかけて感情に言及し、証人たちにはその感情を表明する時間が与えられると述べてから、次の証人に移ることを宣言する。

PS は長い沈黙を利用してことで、RB に対する共感を可視化した。その後、まるで演説のように語りかけ、人称代名詞によるカテゴリー化や情動に関する資源を利用することで、さらには話すスピード、抑揚や繰り返しなどの文脈化の手がかりも用いることにより、共感の対象を RB から他の証人、そしてラーハイナーの人々へと広げていった。そして、議長 PS がこのような時間の使い方ができたのは、抜粋 1 と同様、公聴会の委員数が少なく、時間的制約が厳しくないという状況だったからだ。とはいえ、10 秒以上の沈黙と約 1 分の語りかけを行なったように、かなりの時間を費やすことによって、他州で選出された議員 PS は、ラーハイナーの人々への共感を効果的に表明したのである。ここで再び抜粋 2 のユーモアと関連づけると、委員の数が少ないことが笑いになったのは、通常の議会内公聴会では委員数が多く、持ち時間が限られている中で、運営をしなければならないという強い制約があるからだった。

次の抜粋も第 2 部からのやりとりになる。証人による冒頭陳述が続いていく中、最後の 5 人目の証人 (SP) が陳述を終えたところで、議長セッションズ (PS) がどのように応答したかを見ていく。注目すべき点は、これまでの抜粋よりもさらに長い約 2 分にわたって語りが行われ、議会内公聴会との差異が鮮明になる点である。最終的には、証人全員の冒頭陳述が終わり、委員による質問への移行が宣言される。

抜粋 4—現地公聴会の下位分類—

1 SP I'll conclude, .h .h so (1.0) I thank you for your time,
2 I look forward to working with all of you to find workable
3 solutions that will allow our businesses a:nd the community
4 to recover. (0.3) tch and thrive once again, (0.5) it's going
5 to take all of us .h we all need to be: (.) in the boat
6 navigating together (.) (together.) (2.5)
7
8 PS ahem ((noise)) gentleman yields back his time. (1.2) .h
9 it does (1.1) does us good on this side of this (0.3) dais
10 to know that each of you have placed your (0.5) hand on (0.5)
11 the pulse of emotion. (0.7) because you (0.5) were a part of
12 living through this (0.7) you're a part of the day to day work
13 that went on. (0.7) you're part of the: creation of .h how you:
14 sustain people, (0.5) there's been talk about (1.3) god (1.1)
15 and the beauty of this islands- these islands (0.8) and the
16 need to make sure that ↑as we move forward we do this together.
17 .hh I would hope that each of you understand that we respect

18 you, (0.5) and we do understand, (0.6) the: importance of the
19 emotion that is related .h (0.6) not just to your: historical
20 background .h or the legacy that you respect so much (0.3) but
21 also to that moving forward. .h so I hope that (0.4) what we do
22 today on this side of the dais, .h is respectful back for you
23 and I have every reason to believe .h that it will be. .h but
24 I wanna personally thank you and the people who sit behind you,
25 (1.2) we did not think we c- come out here: (0.7) and hold
26 a normal hearing .h just where we would ask questions,
27 and then (.) take the information, .h and leave. (.) we
28 recognize this is a longer process. (1.3) so with great
29 respect (0.7) as the chairman of this subcommittee I'm gonna
30 thank each of you (1.3) with that we will now move ↓ to
31 distinguished gentlewoman from California? .h for her five
32 minutes. gentlewoman's recognized. ((gavel))

1行目から6行目にかけSPが陳述を終結させている。抜粋3と比べるとかなり短い間の後、8行目で議長PSが証人の陳述が終了したことを確認している。続いて8行目から、PSは間を置きながら、委員が座る演台(this dais)を起点にした空間描写を行うことで、<公聴会の委員>と<証人>というカテゴリー化、あるいは<ハワイの外から話を聞きに来た者>と<ハワイ(特にマウイ島ラーハイナー)で暮らす者>というカテゴリー化を行っていく。その際、10行目と11行目では、情動に関する比喩を用いている(the pulse of emotion)。14行目からは証人による陳述の内容を振り返っている。15行目からは災害への対応は協働で行うべきものとして語られている。17行目からはrespectやemotion、さらにはrespectfulという語彙を用いることで、抜粋3でRBに対して行っていたような語り、ハワイの人々の行動に対する肯定的な評価が行われている。

25行目の比較的長い間の後、PSは現地公聴会のサブカテゴリーを話題にしている。この場で行っているのは通常の現地公聴会(normal hearing)とも異なり、より長い時間をかけて行われるプロセス(a longer process)だと述べている。このように、ラーハイナーで行われた現地公聴会が他の現地公聴会やさらには議会内公聴会と区別される発話が繰り返し観察されるのが本稿データの特徴だった。結果として、間接的にではあるが、議会内公聴会がより強い時間的制約を受けている制度的場面であることを確認できた。

5. 結論—現地公聴会の最優先事項から見えてくる議会内公聴会の特徴—

本稿では議会内公聴会と類似するいくつかの制度的場面を整理しつつ、アメリカ・ハワイ州で行われた現地公聴会の特徴を探ることを目指してきた。これまでのプロジェクトで、主流の対面公聴会とは異なるオンライン開催の公聴会を分析したことを踏まえ(古川, 2024)、本稿ではこれらの議会内公聴会と対をなす現地公聴会に着目することにより、逆説的にではあるが、議会内公聴会の特徴を浮き彫りにしようと試みた。公聴会における相互行為の分析に先立ち、3節ではラーハイナーの現地公聴会の会場の様子について簡潔ながらも民族誌的な記述をしたが、通常の公聴会との類似点が見えた一方で、会場の内装や参加者の服装から特徴的な相違点、あるいは当該データを解釈する上で鍵となる文脈的なポイントを抑えることができたと思う。要点としては、連邦議会の議員が現地へ赴いていることが相互行為の展開に大きく影響していると同時に、参加者たちが現地公聴会をそのような状況として創出していたということができる。

4節以降では会話データの分析を通し、ラーハイナーの現地公聴会では、住民たちに対して共感的反応を示すことが最優先事項となる場面が散見された。議長セッションズの順番で生じた10秒以上の長い沈黙（抜粋3）は、共感を＜見えるもの＞にしていた。通常、会話において沈黙は隣接ペアの第2成分の遅延や欠落を指標し、選好されない応答が来ることを投射するものとして解釈される。沈黙は議会内公聴会において質問に対する応答がないことを覆い隠す効果もあることが指摘されている（岡田, 2014）。また、証人にとっては議員が暗示した懸念に応答する機会でもあり、その機会を見落とすことによって企業にとって致命的な帰結が生じうることが論じられている（Okada, 2019）。一方、公聴会ではないが足湯ボランティアと利用者のやりとりにおいては、「共感の技法」（西阪他, 2013）として、共感的反応が行われる3つのパターンが論じられている。利用者による経験の語りが行われた後、「一定時間以上の隔たりのうちに『直前』の発話に対して共感を示す事例はなかった」（西阪他, 2013, p. 170）と報告されている。

足湯データとラーハイナーにおける現地公聴会を比較すると、まず、セッションズは語りの受け止めと共感的反応、さらには語りの終わりを確認するやりとりを行う前に、（足湯データの例よりも）かなり長い沈黙を産出し、その間、頷くこともなかった。ただし、頷くことはなかったが、口を真一文字に結び、正面に座った証人を見据えていたので、ある種の受け止めを行っていたというように見えていただろう。次に、セッションズは大きな隔たりの後、証人による直前の発話に対して、さらなる受け止めと共感的反応を行なった。以上2点において、セッションズに帰属する沈黙とその後の行為は特徴的だった。つまり、セッションズの長い沈黙自体が共感を＜見えるもの＞とする行為なのであり、その後の追加的な受け止めと共感的反応を通じて、すでに示した共感をより強調するという連なりを形成していた。

本稿ではラーハイナーで行われた公聴会を分析することで、参加者たちが時間管理にどのような志向を示すかという観点から、議会内公聴会と現地公聴会の違いに光を当てた。また、現地公聴会内のサブカテゴリーが話題にされ、ラーハイナーの現地公聴会が差別化されていた（抜粋4）。セッションズは長い沈黙の後、議事を進行せずに約1分の演説を行い（抜粋3）、別の場面ではさらに長い約2分の演説を行った（抜粋4）。通常、議会内公聴会では証人の冒頭陳述に5分、委員の尋間に5分が与えられており、議長や委員がしばしば持ち時間に言及し、持ち時間を短く不十分なものとして扱うことが観察される。質問のない委員がより重大な利害関係を持つ委員に時間を融通することもある。議長による「融通無碍」な時間管理が観察されるラーハイナーの現地公聴会を分析することを通して、議会内公聴会はより厳しい時間的制約を持つ制度的場面であることを確認できた。議会内公聴会ではそうした制約の中で数十人の委員が交代で矢継ぎ早に尋問をしていく。そのような共有知識があるからこそ、ラーハイナーではポーター議員のコメントから聴衆の笑いへと続く連なり（抜粋2）が産出されていた。

最後に今後の展望を述べる。制度的場面に関する談話・会話分析の研究を進めていくには、議会内公聴会という特定の小ジャンルに絞って成果をまとめていくことが望ましいという考えがあるだろう。インタビューを例にとると、インタビューという広いジャンルではなくリサーチインタビューというように特定の小ジャンルに対象を絞り込むことが必要だ（e.g., Cameron, 2001, Chapter 10）。リサーチインタビュー、ジョブインタビュー（就職面接）、マスメディアのインタビュー一番組は、どれもインタビューという共通の名称を持ちつつも、参加の枠組みや目的が大きく異なる談話だからである。数年にわたり大阪大学にて展開してきた本共同プロジェクトが日本企業のToyotaやTakata、さらにはMetaやTikTokなど企業活動に関する議会内公聴会というジ

ヤンルに的を絞って着実に成果を積み重ねてきた現在、本稿及び関連する論考では研究基盤がより盤石になることを願いつつ、周辺的な仕事を試みた。これまで対面に対する「オンライン」、議会内に対する「現地」、企業活動ではなく「コミュニティ」、アメリカ本土に対する「ハワイ」を鍵概念として比較を可能とするようなデータの分析を行った結果、本プロジェクトが着目してきたデータの特徴を改めて確認できた。中長期的展望として、個人的には従来のアプローチに加え、会話分析以外のアプローチ、裁判における相互行為を含む議会内公聴会以外の制度的場面、アメリカ合衆国以外からのデータを取り込んでいくことも検討していきたい。

参考文献

- Alfonseca, K., & Sarnoff, L. (2024, October 3). Broken power lines caused deadly Maui wildfire, new report shows. ABC News. <https://abcnews.go.com/US/broken-power-lines-caused-deadly-maui-wildfires-new/story?id=114423744>
- Cameron, D. (2001). *Working with spoken discourse*. Los Angeles: SAGE.
- Committee on Oversight and Government Reform. (2024, August 21). *Sessions announces field hearing in Hawaii on federal response to Maui wildfires*. U.S. government. <https://oversight.house.gov/release/sessions-announces-field-hearing-in-hawaii-on-federal-response-to-maui-wildfires/>
- C-Span. (2024a, September 4). *House Oversight Subcommittee field hearing on federal response to Maui wildfires, panel 1* [Video]. <https://www.c-span.org/program/public-affairs-event/house-oversight-subcommittee-field-hearing-on-federal-response-to-maui-wildfires-panel-1/648472>
- C-Span. (2024b, September 4). *House Oversight Subcommittee field hearing on federal response to Maui wildfires, panel 2* [Video]. <https://www.c-span.org/program/public-affairs-event/house-oversight-subcommittee-field-hearing-on-federal-response-to-maui-wildfires-panel-2/648603>
- 福島 玲枝 (2024) 「Facebook の中立性をめぐる意味の構築—公聴会での回答における間接的回避の承認—」 『言語文化共同研究プロジェクト』 2023, 21-30.
- 古川 敏明 (2024) 「地名『カプーカキー』と『レッドヒル』の指標性—ハワイの環境汚染問題をめぐる公聴会の会話分析—」 『言語文化共同研究プロジェクト』 2023, 11-20.
- Karni, A., & Edmondson, C. (2023, March 5). House committee budgets swell as G.O.P. plans road shows across U.S. *The New York Times*. <https://www.proquest.com/nytimes/blogs-podcasts-websites/house-committeebudgets-swell-as-g-o-p-plans-road/docview/2782790169/se-m-2?accountid=14891>
- Kerr, D. (2023, March 23). Lawmakers grilled TikTok CEO Chew for 5 hours in a high-stakes hearing about the app. NPR. <https://www.npr.org/2023/03/23/1165579717/tiktok-congress-hearing-shou-zi-chew-project-texas>
- Kikuchi, H. (2024). Multi-turned Question Preface that Requires Remedial Responses. 『言語文化共同研究プロジェクト』 2023, 31-40.
- 西阪 仰, 早野 薫, 須永 将史, 黒嶋 智美, 岩田 夏穂 (2013) 『共感の技法—福島県における足湯ボランティアの会話分析—』 勁草書房

- 岡田 悠佑 (2014) 「ドーナツを穴だけ残して食べる言語文化学的方法—会話分析による考察—」
『言語文化研究』 41, 27-46.
- Okada, Y. (2019). Discursive construction of “antisocial” institutional conduct: Microanalysis of Takata's failure at the U.S. congressional hearings. *Journal of Pragmatics*, 142, 105–115.
- 岡田 悠佑 (2024) 「『放置されている』ことを示すこと—TikTok を巡る米公聴会の会話分析—」
『言語文化共同研究プロジェクト』 2023, 1-10.
- Soo, Z. (2024, February 2). Singaporeans bemoan U.S. Senator's ‘ignorant’ grilling of TikTok CEO. AP.
<https://apnews.com/article/tiktok-shou-chew-singapore-cotton-af72f8d53686f8bb378aacc1193cdee6c>
- U.S. House Committee on Financial Services Democrats. (2015, November 6). *Leading Financial Services Democrats Continue to Examine Federal Commitment to Post-Katrina New Orleans*. U.S. government. <https://democrats-financialservices.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=399455>

極性質問に対する応答義務の交渉と説明責任の再構築： 公聴会における戦略的応答の言語実践

福島 玲枝

1. はじめに

米国における公聴会 (public hearing) とは、立法案や社会的関心の高い話題に関して、関係者が証言やデータを提供する、公開セッションである (U.S. Government Publishing Office, n.d.)。この場では、証言者に対して「虚偽の証言をしない」と誓うことが求められ、質疑応答は事前に定められた順番と時間配分に従って進行するため (Heithusen, 2017)、公聴会は特定の形式に管理された制度的場面の会話として位置付けることができる (Drew & Heritage, 1992)。また、公聴会で取り上げられるテーマは、政策に関する事項だけでなく、企業の不祥事など社会的注目を集める問題も含まれ、答弁をする組織にとっては、証言の真実性のみならず、ステークホルダーへの説明責任を示す危機管理の場面であると言える (井上, 2015; 北見, 2022, p. 210)。特に、不祥事や社会的批判が問われる場合は、適切かつ迅速な対応によって再発防止策と再開への道筋をつけることが求められ、いわゆる「クライシスマネジメント (crisis management)」としての側面も含まれる (北見, 2022, p. 206)。このため、公聴会の質疑応答場面は、組織代表による発言がメディアを通じて広く共有されることで、組織の基本姿勢や価値観が言語を通じて示されるため、危機管理の一環として戦略的な言語の使用が不可欠な場面である。

本研究では、このような公聴会場面の特性に着目し、証人として出席する企業代表者が、危機管理の一環としてどのような言語戦略で応答をしているのか、その一端を明らかにする。特に、議員による極性質問と証人の応答で構成される隣接ペア (Schegloff & Sacks, 1973) に続き、第三ポジションで応答の不適切さが指摘された際に、企業代表者がどのように応答を再構築するかに焦点を当てる。このような場面は、極性 (Yes/No) での明確な回答が困難である一方、質問が再構築されることで、より強い制約のもとで再度応答が求められる。そのような制約の中で証人に求められるのは、ステークホルダーへの説明責任を果たしながらも、自身や組織の立場を守るために応答の調整を図る言語戦略である。本研究は、このように制限された回答範囲の中で、企業側がどのような言語実践によって説明責任を遂行しようとしているかを分析し、公聴会という制度的な危機管理場面における言語的戦略のを明らかにする。

2. 先行研究

会話における質問は、受け手が次に適切に行なうべき行為を示唆するだけでなく、続く行為に制約を課す特徴を持つ (Schegloff, 1968; Heritage, 2003; Stivers & Rossano, 2010)。Stivers と Rossano (2010) は、質問が形式や語調を通じて応答に対する期待や圧力を高めることを示しており、このような質問の制約性は、制度的場面やメディアを介したやり取りにおいて戦略的に利用される。例えば Bilmes (1993) は、議会における質疑応答場面で、質問設計や語句選択が、受け手の特定の行為や応答を誘導する要因として機能することを明らかにした。また、Heritage (2003) は、ニュースのインタビューが「中立的」に見えるものの、インタビュアーが質問の前提やトピック設定を通じて、発言者に特定の応答を促していると指摘している。そして、Clayman・Romaniuk (2011) は、選挙活動中のインタビューにおいて、質問が候補者のパフォー

マンスや適格性を評価する手段として機能する実態を報告している。Yes/No 形式で応答を求める「極性質問」はさらに、政治家に対して明確な立場表明を迫るようにデザインされており (Clayman, 2017)、それらの質問は、その語彙や語調を通して肯定的な応答を促す圧力がかかり、応答者の発言の自由度は著しく制限されることになる (Clayman, 2017; Kaur, 2022)。

一方で、こうした制度的場面における質問に対し、受け手がどのように応答責任を戦略的に扱うかもこれまでの研究で明らかにされている。たとえば Clayman (2001) は、ニュースインタビューにおいて、回答者が質問の用語を少し言い換えたり、話題のアジェンダをずらすことで、応答責任を回避する様子を示した。Clayman (2017) はさらに、政治家が支持基盤との関係を維持するために、質問者の意図に対して共感的に応じつつも直接の同意を避ける戦略を「同情的抵抗 (sympathetic resistance)」として捉え、文脈の再定義を通じた応答回避の一つの方法として論じている。また、岡田 (2024) は、公聴会において証人に応答の機会が与えられなかつた事例に着目し、「放置された」と自ら示す応答実践に注目している。話者交替の制限を無視することなく応答するその手法が、聴衆に誠実さや抑制された姿勢を印象付ける戦略的応答として機能することを指摘している。

さらには、質問者による応答の制約に注目した研究として、Caldwell と Raclaw (2023) は米国議会の公聴会場面で、質問者が「メタコメンタリー (metacommentary)」と呼ばれる手続きを用いる事例を分析している。これは、抵抗的な応答の性質を明示的に言語化することで、回答者にさらなる応答責任を課す手続きである。これらを通して議員は、自らの質問意図を公に明示することで、続く応答の枠組みをさらに制限しようとする特性が述べられている。

このように、公的・制度的場面における質疑応答では、特定の役割関係と発話順序に基づく制約ある会話連鎖の中で、参与者はメディアを通じて自己の立場やイメージを戦略的に提示する応答実践を行っている。しかしながら、質問形式に沿った応答が困難であり、かつ自身の応答が逸脱として問題視される状況において、話し手がどのように応答責任を果たしつつ、相手との関係や自己の印象を維持しようとするのか、そのプロセスについては、まだ十分に検討されているとは言いがたい。特に、企業や個人が公の視聴者の信頼を維持しながら説明責任を果たす必要がある、メディアを介したハイステイクな場面では、応答者がいかに言語的手段を用いて自己の立場や責任を再構成するかが重要な意味を持つ。そこで本研究では、制度的圧力の高い公聴会場面において、企業代表者が極性質問のもたらす応答の制約を回避しつつ、組織の責任をどのように言語的に構築するかに着目する。また、この分析を通して、危機管理場面における説明責任遂行のプロセスを明らかにする。

3. データ

分析対象となるデータは、政治専門ケーブルテレビ局 C-SPAN より入手した、米国上院で実施された合計 7 時間 49 分の公聴会映像の電子ファイルである (表 1)。いずれも SNS 各企業が提供する製品におけるオンライン上の安全性について、企業の責任と対策が問われた場面としての共通点がある。

表1 分析対象となるデータ概要

実施日	2018年4月10日	2024年1月31日
所要時間	4時間12分	3時間37分
主催委員会	米国上院司法委員会 米国上院商務・科学・運輸委員会	米国上院司法委員会
証人	Mark Zuckerberg (Facebook CEO)	Mark Zuckerberg (Meta [Facebook] CEO) Linda Yaccarino (X [Twitter] CEO), Evan Spiegel (Snap CEO) Shou Zi Chew (TikTok CEO) Jason Citron (Discord CEO)
公聴会の開催理由	Facebook から Cambridge Analytica に大量の個人情報が流出し、プライバシー保護やデータ管理の不備が問題視された。	SNS 上での児童の性的搾取や若者のメンタルヘルスへの悪影響が深刻化し、企業の責任や安全対策が問われるようになった。

本研究はその中で、極性質問に対する応答が、議員によって適切な応答形式でないと問題視され、再度の応答が求められる部分に着目する。具体的には、議員による極性質問と証人の応答で構成される隣接ペア (Schegloff & Sacks, 1973) に続く第三ポジションで、応答の不適切さが指摘され、質問が極性での回答を要求する形で再構築された後、企業代表者がどのように応答を再構成するかに焦点を当てる。このような場面では、証人にとって Yes/No での明確な回答が困難である一方、再構築された質問によって、より強い制約のもとで再応答が求められる (Caldwell & Raclaw, 2023)。そのような制約の中で、企業代表者がステークホルダーに対する説明責任を果たしつつ、自身や組織の立場を守り、公聴会における証人としての応答責任にどのように応じているかを分析する。

また、発話がどのように特定の会話的文脈の中で意味を構築するかに着目するために、ここでは「場面意味論 (Occasioned Semantics: Bilmes, 2011)」の考えに基づき、参与者的発話の意味構築の過程を記述する。これは、実際の会話場面における、表現や意味の構造を捉える枠組みであり、参加者によって生成・調整される意味の構築過程を分析対象とすることができる。この枠組みを援用し、発話が文脈的にどのように聞かれ、特定の意味を生み出し、応答として位置づけられるかを記述する。

4. 分析

4.1 極性応答枠組み内での間接的応答による意味の再構築

次の抜粋は、2024年に実施された公聴会のデータで、Lindsey Graham 上院議員 (以下 G) が、X 社の CEO の Linda Yaccarino (以下 Y) に対し、EARN IT Act¹ 法案に対する支持の賛否を極性

¹ オンライン上の児童性的搾取の拡散防止を目的とするアメリカの法案で “Eliminating Abusive and Rampant Neglect of Interactive Technologies Act of 2023 (S.1207)” の略称。オンラインサービス事業者に対して、児童性的虐待資料 (Child Sexual Abuse Material: CSAM) の拡散防止を企業に義務づける内容が含まれる (U.S. Congress, 2023)。これにより、企業の免責事項が制限され、対策が不十分な場合は法的責任を持つようになるため、SNS 企業にとっては

形式で問う場面である。G 議員は法案の提出者であり、Y に法案への明確な賛同を求め、繰り返し Yes/No 形式での回答を要求する。一方、Y は企業として、プラットフォーム運営の中立性を維持するための企業責任の点から、明確な賛成を表明することが難しい状況にある。そこで Y は、将来的な支援姿勢を示唆する形で、間接的に応答を構成する。しかしこの応答は、G によって “no” であると再意味づけされ、極性質問の枠組み内での否定的な応答と明示される。企業として中立的な応答の試みが、質問形式の制御によって否定的表明と転換され、回避的応答が事実上無効化されている。

抜粋 1 [00:58:13-00:58:41] G: Senator Graham / Y: Linda Yaccarino

01 G: uh:: (.3) do you support the earn it act.
02 (2.7)
03 Y: a:h .hh we strongly support (.6) the:: (1.0) collaboration
04 to raise industry[y practices to
05 G: [no: >no no no<
06 do you[support the earn it act.
07 Y: [prevent csam
08 (.3)
09 G: do you support the: uh in- in english
10 -> do you support the earn it act. yes or no.
11 (.5)
12 G: we don't need double- [speak here.
13 ->Y: [we look (.) forward to
14 -> supporting and continue our conver[sations=
15 G: [okay=
16 Y: =[as you can see: eh-]
17 G: =[so: i'll take that as no] but you have uh:
18 but you have taken the reason the earn it act is important

この抜粋では、G 議員が 1 行目で「法案を支持する (support) か」と極性質問を提示し、Y は 2.7 秒の沈黙 (2 行目) を経て、業界全体の慣習の向上に対する支持を表明する (3, 4, 7 行目)。しかしこの間接的な応答に対して、G は発話を割り込む形でその不適切さを明確に指摘し (5 行目)、応答を Yes/No の二項対立的な応答形式で要求する。続けて、Y の応答不在の沈黙 (11 行目) の後で、G は “we don't need doublespeak here” と発言することで、Y の応答を曖昧で不誠実なもの (doublespeak) と位置付け直し、極性質問への明示的な応答をさらに強く要求している。

この状況の中で、Y は “look forward to supporting” と述べることで、相手の求める質問に対して、将来的な支持の可能性を示唆するにとどめ、現時点での明確な賛成表明を回避する (13-14 行目)。しかしこの応答は、現時点で明確に立場は提示できない状態であるとの意味構築に繋がり (priority response; Bilmes, 2014)、結果的に G により、“so i'll take that as no” と「否定的な立場表明」と意味づけされ直される (17 行目)。つまり、Y は応答を介して極性での立場の表明を回避しようと試みているが、それは Y 自身の望まない形で意味が再構成されている。

このやり取りは、Y が複数の制約に同時に直面するがゆえの、応答の困難さを改めて示している。企業代表者は、議員の質問意図に即した応答を行う必要がある一方で、組織内外の利害調整や、視聴者に対する誠実で責任ある印象づけも求められる。さらに、明示的な立場表明を避けざるを得なかった応答が、極性形式で解釈される場合、それは企業の説明責任の履行に齟齬をきたすだけでなく、企業の評判や経営に新たなリスクをもたらす可能性を含んでいる。このように、

Yes と表明しづらい状況にある。

判断や立場の明示が求められる極性質問は、時に「説明責任」と「組織としての配慮」の両立を迫るハイステイクな危機管理の場面となり、応答を戦略的に設計することが必要であることがわかる。そこで次節では、極性質問による応答制約が強まる状況で、証人側がどのような言語的戦略を用いて意味構築を行い、自身の立場を主張しようとするかをさらに詳しく考察する。

4.2 制度的文脈に基づく質問前提の相対化と応答戦略

続く抜粋2は、先ほどの抜粋1からしばらく時間をおいた別の証言場面である。ここでは、Tim Cotton(以下T) 上院議員が、TikTok社のCEOであるShou Chew(以下S)に対し、「中国政府はウイグル民族に対して民族浄化を行っているのか」というSの認識を確認する極性質問を繰り返し提示する²。それに対しSは直接的な応答を避ける一方で、公聴会という制度的文脈に基づいて、質問の前提そのものに異議を唱えることで、問い合わせの枠組み自体を相対化しようとする。最終的にTは、「証言の義務」を強調するものの、極性の枠組みでSの応答を再構築することなく、別の質問へ移行し、話題を転換する。Sはこの場面において、自らの発言の焦点を保持しながら、制度的文脈を根拠として、議員が提示した応答形式の要求からの逸脱を試みている。

抜粋2 [02:27:21-02:28:07] T: Tom Cotton / S: Shou Chew

01 T: do you agree with the trump administration
02 and the biden administration >that<
03 the chinese government is committing genocide
04 against the uyghur people
05 (.3)
06 S: senator. i've said this before, i think it's really
07 important that anyone who cares about this topic
08 or any topic, can freely express [themselves on tiktok=

09 T: [very simple
10 =it's a very simple question that unites both parties
11 in our country an' (.5) governments around the world.
12 >is the< chinese government committing genocide
13 against the uyghur people?
14 (.4)
15 S: senator (.) anyone, including yo- >you know<
16 you can come on the [tiktok- and talk about
17 T: [yes sir yes sir yes sir.
18 S: this [topic or any topic
19 -> T: [an' i'm asking yes or no
20 S: [that matters to you]
21 T: [you are a worldly] cosmopolitan
22 well-educated man who's expressed many opinions
23 on many topics
24 (.3)
25 -> T: is the chinese government committing genocide
26 against the uyghur people.
27 (.3)
28 ->S: actually uh senator i talk a- m- m- mainly

² 同公聴会の発言において、Shou Chew氏はシンガポール出身であり、中国国籍を有していないことを述べている。しかし、自身が中国で働いた経験を述べていること、また、TikTokの親会社であるByteDanceが中国企業である点から、Cotton議員の質問では、中国政府との関係性が注視されている点が示唆される。また、こうした人種的・政治的背景を踏まえると、公聴会においてウイグル人問題に対する直接的言及は、企業の立場や証人の個人的背景に照らしても、慎重な対応が求められる話題として位置付けられる。

29 ->> about >my< company (.) and [i'm here to talk-
 30 T: [yes- yes or
 31 [yes or no?
 32 S: [about what tiktok does.
 33 T: yes or no? you're [here to give-
 34 S: [WE allow-
 35 T: you're here to give testimony that's truthful
 36 and honest >and complete<
 37 (.6)
 38 T: >let me ask you< this joe biden last year said
 39 that xi jinping was a dictator, (.4) do you
 40 agree >with< joe biden? is xi jinping a dictator?

1-4行目でTは「トランプ政権とバイデン政権の双方が示した『中国政府によるジェノサイド』」という見解」に同意するかどうかを極性質問形式で問う。この質問は、政党間の枠を超えた合意事項として提示され、Sがどのような政治的・倫理的立場を取るかを確認する問い合わせ構成されている。これに対し、Sは6-8行目で応答の主語を“anyone”と一般化し、「TikTok上で自由に議論できることの重要性」に言及する。ここでSは、質問を「個人の認識」に関するものではなく、「プラットフォーム上での議論の自由」への言及として解釈し、責任の所在を個人ではなく不特定多数にすらすことで、個人的見解の提示を回避している(Clayman, 2001)。

そのSの応答を受けて、Tは9-13行目で「これは非常に単純 (very simple) である」と強調し、さらに、“both parties in our country”や“governments around the world”を持ち出すことで、質問が政党や国を超えた合意に基づく見解であることを強調する。これにより、Sの回避的応答は「社会的合意に誠実でない行為」として位置付けられ、Sに対する回答義務への圧力が強まる。

さらに続く15-16行目においてもSは再び“anyone”を用いた一般化で応答しようと試みるが、Tは17行目でSの発話を割り込み、19行目では“i'm asking yes or no”と、二者択一の直接的応答を明示的に要求し、Sのこれまでの応答が「不十分」であることを意味づけた上で応答を迫る。さらに21-23行目では、Sを「国際感覚に優れた教養を持つ人物」と肯定的にカテゴリー付けし、単なる企業代表者ではなく、社会的問題への見識を有する人物として位置付ける。これにより、Sに求める回答への期待がさらに強化され、Sが応答を回避する行為は「知識の欠如」ではなく「誠実さの欠如」として解釈されやすい枠組みへと変換されていく。つまり、Tによる極性応答の要求は、より強い圧力を伴うものとなっている。

こうした場面において、Sは28-32行目において、“actually”を用いて質問の意味的枠組みの転換を試みる。またここでSは、「自分はTikTokに関して話すために出席している」と述べ、公聴会という制度的枠組みを前景化させることで、質問自体の適切性に対抗する。この応答により、Sは自らの適切な発言範囲を明確にし、提示された質問が「公聴会の目的」に照らして不適切である可能性を示唆することで、回答義務そのものを相対化する。さらに続く34行目では、Sは“WE allow”と音調を強めてTikTokの組織的主体の価値を再提示することで、自身の応答の正当性を再主張する。これに対してTは35-36行目で“truthful and honest and complete”との表現を用いて公聴会における証言の義務をあらためて強調するものの、以降は極性質問の枠組みを用いた応答要求は継続せず、38行目以降では新たな質問へと移行していく。Tは質問の主導権を維持しながらも、Sの応答回避を結果的に受け入れる形となっている³。

³ これはSの回避した応答への批判とも取られる一方、進行中のSに対する質問を打ち切り、

この場面において、S は二つの段階を経て応答回避を試みている。まず、公聴会という制度的枠組みを前景化し、「質問に応答する義務がない」と位置付けることで、自身の応答範囲を限定し、質問に対する直接的応答の義務を否定する。また、提示された質問の適切性そのものを争点化し、「答えないこと」が必ずしも政治的立場の表明（中国政府への加担など）とは結びつくような二分法的な解釈に至らない形で、自らの応答の正当性を再主張する。このようにして、S は自らの応答を「回避」ではなく「妥当な判断」として正当化する枠組みを構築している。

このように前提を問う応答戦略は、企業の社会的正当性が公的に問われる場面において、極性質問による応答圧力に対抗する手段として機能している。特に「答える義務の有無」を争点化することで、直接的な応答から退避するだけでなく、これまで「回避」とみなされていた応答行為含めて「合理的な対応」として再定義する可能性を開いている。次に取り上げる抜粋 3 でも同様に、政治的リスクを伴う質問に対する極性応答を回避しながら、その正当性を確保しようとする言語実践が観察できる。

4.3 質問前提の再構築による応答の回避戦略

抜粋 3 も、議員による極性質問に対して企業代表者が直接的な応答を避ける場面であるが、ここでは質問に対して、異なる価値の尺度を持ち込み、直接的応答回避の正当性を構築する設計に着目する。この抜粋は 2018 年に実施された公聴会のデータであり、Facebook（現 Meta Platforms, Inc.）CEO の Mark Zuckerberg（以下 Z）に対して、上院議員の Tom Udall（以下 U）が Honest Ads Act⁴ への明確な支持を表明するか否かを Yes/No 形式で回答することを要求した場面である。Z はこれに対して、直接的な回答を避けつつ、自身や組織の既存の取り組みを強調することで、質問内容に答える必要性そのものを相対化し、問い合わせの前提に対抗した形での応答を構築している。このような応答設計と意味交渉のプロセスにより、Z は質問部分で要求されていた応答枠組みから戦略的に回避している。

抜粋 3 [03:01:56-03:03:07] U: Tom Udall / Z: Mark Zuckerberg

01 U: are you gonna are you gonna
02 come back up here and be a strong advocate
03 to see that that laws passed?
04 (1.4)
05 Z: senator (.6) the biggest thing >that i think<
06 we can do, (.5) is implement it,
07 (.5)
08 U: that's a k[ind of uh:] yes or no question=
09 Z: [and we're doing that]
10 U: =uh: I hate to interrupt you but (.5) are you gonna
11 come back and be a strong advocate.
12 you're angry about this,
13 you think (.4) they're all to be changed
14 or they're all to be a law put'n place, >so<
15 are you gonna come back and (.4) be an advocate
16 to get a law in place like that.
17 (.4)
18 Z: senator our team is certainly gonna work on
19 this (.3) what i can say is (.5) that

次の質問へ移行するための前置きとしても捉えることができる。

⁴ インターネット広告に政治広告の広告主の開示義務をも適用する法案

20 [the biggest thing abou-
 21 U: [i am talking about you not your team
 22 (.3)
 23 U: i insist [you're gonna come back here and be]=
 24 Z: well senator [i try not to come to dc]
 25 U: =an advocate for that law
 26 (.4)
 27 U: that's what i wanna see i mean you're (.4) upset
 28 about this, we're upset about this, (.6) uh: (.3)
 29 -> i i'd like a yes or no answer on that one
 30 (.9)
 31 ->>Z: senator i'm posting and speaking out publicly
 32 ->> about how important this is (.5) i don't come to
 33 ->> washington dc too often (.5) uh: i'm gonna direct
 34 ->> my team to focus on this, (.) and the biggest thing
 35 ->> that i feel like we can do is implement it.
 36 ->> >which we are doing.<
 37 (.4)
 38 U: well (.4) the biggest thing you
 39 can do is to be a strong advocate yourself (.4)
 40 personally (.5) here (.4) in washington
 41 >just let me make< that clear (.) but (.) many of us have
 42 seen the kind of images shown earlier

まず1-3行目で、UはZに対し、Honest Ads Act法案への強い支持者 (strong advocate) として再び議会に出席する意思があるか否かを極性質問形式で問い合わせ、Yes/No形式での明示的な立場表明を求めている。しかし、Zの最初の応答 (5-6行目) は、企業が「施策を実行すること (implement it)」の重要性に言及するにとどまり、質問への直接的な応答は行われていない。このZの回答に対して、Uは8行目でこの形式の不適切さを明示的に指摘し (that's a kind of uh: yes or no question:)、続く10-16行目ではZのそれまでの発言 (法整備の必要性、データ漏洩に対する怒り) を根拠に再度問い合わせで、質問の関連性と応答の強制力を強めている (Stivers & Rossano, 2010)。この再構築により、UはZの応答の妥当性を問い合わせ形で質問を再提示し、応答の関連性と回答の制約性を高める。

それを受けたZは続く18-20行目で、発言の主体を「私 (I)」ではなく「我々のチーム (our team)」へと転換し、組織的対応へと焦点を移すことで、個人としての意思表明を回避しようとする。これに対しUは21行目で「あなたのチームではなく、個人に対する質問である」とZの発話を割り込み、応答の焦点を個人に戻して、Z自身の意思表明を要求する⁵。続く23-29行目ではさらに、“i insist” や “that's what i wanna see” などと明示的に回答を要求することで、Zのこれまでの応答を不適切と位置付け、Yes/Noの形式による明確な回答をさらに強めていく。

このように、Uは一貫してZにYes/No形式での応答を求め、極性質問の制約性を高めていくが、Zは31-36行目において「議会に出席して法案を支持する」というUの示す支援の形式に応じず、異なる支援の形として「公的な意見の発信」や「チームによる施策の実施」という別の支援行為を提示する。さらにZは、“i don't come to washington dc too often” と地理的な制約を理由に、Uの要求に対する現実性に疑義を示し、応答の前提そのものの適切さを争点とする。また、

⁵ この過程において、24行目でZは “i try not to come to dc” と述べている。やや含み笑いを交えた調子で提示されるこの発話自体は、質問への直接の応答には至っていない。しかし、「(DCに所在する) 議会という公的な場に出る形の支援を行わない」といった含意をもつ、回避的発話の開始として読み取ることができる。

“the biggest thing” や “we are doing” といった表現により、自身の行為の価値と有効性を強調し、支援という行為の定義を自ら再構築する。このように、Z は質問が求める応答の枠組みそのものに対抗し、意味交渉を実践することで、Z はこれまで U の作る文脈において「不適切」とされた自身の応答を「適正な応答」として再構築する。

最終的に、U は「最も重要なのは、あなた自身がここワシントンで強い支持者になることだ」(38-40 行目) と再主張するものの、Z の応答をそれ以上追及することなく、話題を転換している。Z は、U の構築した応答枠組みに従うことなく、意味交渉を通じて応答の正当性を構築することに成功した場面と言える。

この抜粋は、抜粋 1 に見られた Y の応答と同様に、Yes/No 形式の回答を求める極性質問に対して、直接的な回答を回避する点で共通している。しかし抜粋 1 では、Y が時間という尺度をずらし、将来への含みを持たせることで応答を先延ばししようとしたのに対し、Z は応答の前提となる「支援」の意味そのものを再定義することで、議員の提示した質問に対する価値観や行為の正当性を争点化している。このように、Z の応答は、質問の適切性に異議を唱える形で自らの立場を再構築し、組織としての社会的責任の遂行を自身の定義に基づいて戦略的に応答を提示している。この点において、危機管理の文脈の説明責任の遂行をめぐる、リスク・リスクマネジメントの実践の一形態として捉えることができる。

5. 結論と考察

本研究では、SNS 企業代表者が証人として参加した米国議会の公聴会において、極性質問への直接的な応答を回避しつつ、自身の立場の正当性を主張する言語実践に着目した。抜粋 1 が示すように、質問が持ち得る尺度に基づいて応答を構築することは、極性解釈を回避しようとする試みが、逆に新たな極性の解釈につながることがある。分析の結果、企業代表者は相手による極性解釈を避けるため、質問の妥当性や前提を問い合わせし、応答枠組み自体を再構築することで、Yes/No という限定的な応答形式から戦略的に退避していた。例えば、抜粋 2 のように、制度的場面の特性を理由として応答枠組みを再構築する、または抜粋 3 のように、質問自体の前提を相対化するなど、企業代表者は議員が提示した質問の前提を争点化していることがわかる。さらにその上で、組織としての立場を明確に示し、その適切性を問い合わせすることで、制度的に制限された応答範囲の中でも、Yes/No の二項対立を超えて説明責任を果たす機会を作り出していた。

前提を問い合わせし、応答義務を問い合わせる実践は、単なる応答回避でなく、企業が社会的責任を果たしつつ自らの立場を守る、危機管理に対する言語戦略でもある。公聴会という制度的な場面で、企業は相手の示す枠組みを基にしつつ、自社の方針にあった説明枠を形成しようとする。また、このような機会を作ることで、企業は自らの立場や方針に基づいた応答の枠組みを作り出している。よって、争点となる課題に対して、組織として何が可能で、どのような原則に基づいて組織運営をしているのかを明確に線引きし、言語化する力が、危機管理戦略にとって不可欠であることがわかる。

本研究は、制度的に応答が制約された場面において企業代表者が持ち込む言語戦略による説明責任を遂行に着目し、危機管理実践の言語的側面の一端を明らかにした。こうした自社の方針や価値判断に忠実に発話を構築する実践は、公聴会といったメディアを介した質疑応答場面にとどまらず、論理的応答の構築に関わる戦略的言語使用の理解にも示唆を与える。今後は、企業の業種や危機状況といったデータ特性にもさらに踏み込んだ要素にさらに踏み込み、それらが言語戦

略に与える影響に着目することで、制度的場面における説明責任や社会的正当性の構築プロセスをより詳細に明らかにできるだろう。

参考文献

- Baffy, M. (2020). Doing ‘being interrupted’ in political talk. *Language in Society*, 49(5), 689–715.
<https://doi.org/10.1017/s0047404520000299>
- Bilmes, J. (1993). Ethnomethodology, culture, and implicature. *Pragmatics. Quarterly Publication of the International Pragmatics Association (IPrA)*, 3(4), 387–409. <https://doi.org/10.1075/prag.3.4.02bil>
- Bilmes, J. (2011). Occasioned semantics: A systematic approach to meaning in talk. *Human Studies*, 34(2), 129–153. <https://doi.org/10.1007/s10746-011-9183-z>
- Bilmes, J. (2014). Preference and the conversation analytic endeavor. *Journal of Pragmatics*, 64, 52–71.
<https://doi.org/10.1016/j.pragma.2014.01.007>
- Caldwell, M., & Raclaw, J. (2023). ‘I just need a yes or no’: Managing resistant responses in U.S. senate hearings. *Discourse Studies*, 25(5), 618–640. <https://doi.org/10.1177/14614456231159026>
- Clayman, S. E. (2001). Answers and evasions. *Language in Society*, 30(3), 403–442.
<https://doi.org/10.1017/s0047404501003037>
- Clayman, S. E., & Romaniuk, T. (2011). Questioning candidates. In Ekström, M., & Patrona, M. (2011). *Talking politics in broadcast media: cross-cultural perspectives on political interviewing, journalism and accountability* (pp. 15–32). John Benjamins.
- Drew, P., & Heritage, J. (1992). *Talk at work: Interaction in institutional settings*. Cambridge University Press.
- Heithusen V. (2017). Senate committee hearings: Witness testimony. CRS Report No. 98-392. Washington, DC: Congressional Research Services. <https://doi.org/10.1016/j.pragma.2014.01.007>
- Heritage, J. (2003). Designing questions and setting agendas in the news interview. In Mandelbaum, J.. *Studies in Language and Social Interaction: In honor of Robert Hopper* (pp. 44–76). Routledge.
- 井上 邦夫 (2015) 「リスクマネジメントと危機管理：コミュニケーションの視点から」 『経営論集』 86, 101–111.
- Kaur, T. (2022). Conversation analysis in a US Senate Judiciary hearing: Questioning Brett Kavanaugh. *Discourse Studies*, 24(4), 423–444. <https://doi.org/10.1177/14614456221099175>
- 北見 幸一 (2022) 「危機への対応」 関谷直也, 蘭部靖史, 北見幸一, 伊吹勇亮, 川北眞紀子 (著) 『広報・PR 論—パブリック・リレーションズの理論と実際』 第 12 章, 有斐閣出版社, 199–216.
- 岡田 悠佑 (2024) 「「放置されている」ことを示すこと—TikTok を巡る米公聴会の会話分析—」 『応用会話分析研究 2023—政治経済外交の相互行為実践— 言語文化共同研究プロジェクト 2023』, 1-10.
- Schegloff, E.A. (1968) Sequencing in Conversational Practice. *American Anthropologist*, 70, 1075-1095.
<http://dx.doi.org/10.1525/aa.1968.70.6.02a00030>
- Schegloff, E. A., & Sacks, H. (1973). Opening up closings. *Semiotica*, 8(4).
<https://doi.org/10.1515/semi.1973.8.4.289>

- Stivers, T., & Rossano, F. (2010). Mobilizing response. *Research on Language and Social Interaction*, 43(1), 3–31. <https://doi.org/10.1080/08351810903471258>
- U.S. Congress. (2023). S.1207 - EARN IT Act of 2023. Retrieved April 30, 2025, from <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/1207>
- U.S. Government Publishing Office. (n.d.). About Congressional hearings. GovInfo. Retrieved April 30, 2025, from <https://www.govinfo.gov/help/chrg>

謝辞

本研究は 2023 年度放送文化基金助成（人文社会・文化）「米公聴会とそのニュース報道の談話分析による事実検証手法の考察」を受けて行われた。

通訳者が開始する自己・他者修復 米国公聴会でのパフォーマンス的応答の優先化

菊池 春花

1. はじめに

2010年2月24日、トヨタ自動車株式会社の社長・豊田章男氏と米国トヨタ社長の稻葉良覗氏はトヨタ車の「予期せぬ加速問題」(Unintended Acceleration)に関して証言するため米国公聴会にて答弁を行った。予期せぬ加速問題とは、アクセルが踏まれていないにも関わらず自動車が急加速する現象を指し、2010年5月の米側の報告ではこの急加速によって89名が死亡した可能性があると報じられ、全世界でのリコール台数は1000万台にのぼった。問題の原因についてトヨタ社は(1)標準仕様ではないゴム製のフロアマットがアクセルに引っかかる可能性と(2)踏まれたアクセルペダルが元に戻りにくい可能性を認め公聴会の場を含め各所で謝罪を行っている。さらに公聴会の時点では、アクセルの電子制御システムにも欠陥があるのではという疑惑がかけられていた。しかし2011年2月の米運輸省NHTSAによる最終調査報告では、電子制御システムに問題はなかったと結論付けられた。

公聴会について報じたメディアには豊田による謝罪を肯定的に報じたものと答弁の内容を否定的に報じ問題への対応について懐疑的な姿勢を示すものが混在していた。では、実際の公聴会の場ではどのようなやりとりを通してトヨタ社の問題に対する否定的もしくは肯定的イメージが構築されたのか。豊田の答弁を考察する上で重要な点は、豊田の答弁が通訳を介して行われたことであろう。先行研究では、通訳者は先行する発話を「そのまま」再生産する存在ではなく、イデオロギーに沿って発話の修正、追加、省略を行うことが明らかになっている(Gu, 2019)。

本稿は外国籍企業が答弁を行う公聴会の場において、通訳を介する応答を産出するやりとりから肯定的もしくは否定的意味構造が作られる過程を会話分析の視点から明らかにし、通訳者が特定の意味構造に志向する際に果たす自主的な役割を分析する。さらに企業側の話し手が通訳者の自主的な役割を発話にどのように取り入れるのか、または取り入れないかを分析することで、意味構造を産出するために通訳者に必要とされる語用論的能力の一端を明らかにすることを目指す。これにより、公聴会における外国籍企業の通訳者を介したやりとりを、発話された意味構造との関係性において具体的かつ体系的な手段で評価することに貢献することが本研究の狙いである。本稿ではまず関連する相互行為の微視的研究について概観し、当該の公聴会の背景情報を述べる。実際の公聴会場面から二事例の抜粋を分析した後、観察された通訳者の役割について議論する。

2. 通訳を介する相互行為に関する先行研究

今まで少数ながら複数の会話分析的研究が記者会見の場における通訳者の相互行為的実践を明らかにしてきている。これらの研究は通訳者が話し手の発話を単に再生産する存在ではなく、相互行為の中で自主性を持った役割を担っていることを論じている。Liu (2023) は中国首相への外国語話者の記者による質問から開始される通訳と応答の連鎖を分析し、通訳者は記者の質問の語彙選択や文脈背景、質問の形式を変換することによって記者の敵意的な姿勢を和らげた通訳を行い、受け手にとって質問を抵抗・回避することが容易になると分析している。例として Liu

は、記者の “Taiwan this weekend will hold an election and a referendum.” という英語での質問の前置きを通訳者が北京語で “The Taiwan region will hold an election and a referendum.” (原文訳) と通訳することで台湾を中国に属する地域の一部であると暗示し、選挙の重要性を下方修正した状態で伝えていると述べている。

通訳者はより明示的に通訳以外の役割を会話の中で担うこともある。Li・Liu・Cheung (2023) は米国在台湾協会での記者会見において、米側の話し手が通訳者に言及した発話を分析している。通訳者への言及は (1) 通訳者への感謝、(2) 通訳のために別の話し手に一度の発話量を調整するよう伝えるもの、(3) 通訳内容の確認、(4) 通訳内容の訂正、(5) 通訳者に向けた冗談、(6) 通訳者への気遣い、という形で観察された。Li・Liu・Cheung によると、通訳者はこれらの言及へ応答することによって記者会見の場で笑いを生み出したり、より正確な通訳を行うきっかけとなる相互行為的役割を果たしている。

本稿では Liu (2023) と同様に通訳者の自主的発話のうち、特に通訳者が開始する自己修復及び他者修復に着目して分析を行う。過去の会話分析的研究は、修復を通して話し手が特定の制度性に志向する様子を分析している。Okada (2013) は第二言語教師や試験管の問い合わせや説明に対して第二言語話者から適切な応答が得られない場合には、元の行為がより容易な第二言語への定式化をもって自己修復されると示した。修復された定式化には徐々に適切な応答への暗示的な誘導が伴い、それによって教師や試験管は第二言語話者の言語能力を測ることが可能になっていると Okada (2013) は述べている。このように会話分析的研究は、参与者が修復の連鎖を通してどのような志向を提示するかを分析することによって、特定の制度的相互行為で優先化される事象を明らかにすることができる。したがって、トヨタ社が答弁を行った公聴会の場においても、通訳者が自己・他者修復を通していかに自主性を発揮しどのような優先化を行い、豊田の回答を通してどのような意味構造を産出することに志向するのかを明らかにすることで、通訳者に求められる語用論的能力の一端を明らかにできるだろう。

3. データ

本稿では 2010 年 2 月 24 日米国下院監視・政府改革委員会によって開かれた “Toyota Gas Pedals: Is the Public At Risk?” と題された公聴会のやり取りを会話分析の手法を用いて分析する。トヨタ自動車株式会社からは当時の社長・豊田章男氏と米国トヨタ社長の稻葉良観氏が出席し 23 名の議員からの質問に対して応答を行った。データは C-SPAN がウェブサイト上で公開している動画を用い、Jefferson (2004) の書き起こし手法を用いてやり取りを詳細に文字化した。以下では下院議員のデニス・クシニッチとジェリー・コノリーが質問を行った二場面を分析の対象とする。

4. 分析

以下は公聴会開始から約 2 時間で開始された質疑の場面である。オハイオ州下院議員のデニス・クシニッチ (抜粋では KC と表記) は質問の前置きにおいてトヨタ社が経費削減を優先し、車の安全性能を後回しにしたのではないかと批判したのち、抜粋 1.1 の質問に移っている。分析の焦点は通訳者による 57 行目の自己開始型自己修復とする。

抜粋 1.1

41 KC: now (.) uh: (2.4) mister=uhm (0.7) toyoda.
 42 (8.0) to Y↑OUR kno:wledge, were there (.) uhm EVER
 43 any discussions an-at toyota, (0.9) that certain
 44 desi:gn or engineering ↓flaws, (0.7) would create
 45 system failures that would result in unintended
 46 acceleration.
 47 (1.8)
 48 通訳: え: トヨタの sh-あの車内で (0.3) え: n ある, 設計上
 49 >あるいは< 技術上の, お: (0.3) まあ (.) 欠陥が (.)
 50 あると, [(.) =
 51 豊田: [°うん°]
 52 通訳: =え:意図せ↑ざる:>アクセラレーシヨン<[が:,
 53 豊田: [°うん°]
 54 通訳: 起こるようなかたちでシステムが故障[す↑ると:,]
 55 豊田: [°うん, うん°]
 56 通訳: 事由のことに関する, 議論をなさったことは (0.3)
 57 おありますか?=議論をしたということにしておきますか.

クシニッチは 41 行目で回答者を豊田に限定し、42 行目で “were there (.) uhm EVER any discussions an-at toyota” と質問を開始している。予期せぬ加速問題に繋がるような車の欠陥について社内で議論がなされたかを問うこの質問は、“ever” や “any” の否定極性アイテムによってその時期や規模に関わらず、何らかの議論があれば報告を求める定式化がなされている (Heritage, 2009)。しかし同時に肯定的回答を引き出すハードルを下げなければならないという点で、クシニッチはそもそも目立つ大きな議論がなかった可能性にも志向しながら質問を行っている。このクシニッチの否定的スタンスや否定極性アイテムは通訳者によってどのように扱われるのか。48 行目以降、議論についての通訳が見られるのは 56-57 行目である。“Ever” や “any” は「今まで」や「いかなる」、「どんなものでも」などと通訳され得るだろう。しかし 56 行目の質問は「議論をなさったことは (0.3) おありますか?」と定式化され、クシニッチの否定的スタンスを受け継がずに肯定的な応答を期待する定式化をもって通訳されている。しかしこの肯定的に定式化された質問は最終的な質問の選択肢とはならず、通訳者は間を置かずに「議論をしたということにしておきますか.」と質問を自己修復している。このような質問の通訳と自己修復を通して、通訳者が二つの優先化を行っていることが分かる。まず「議論をしたこと」は「しなかったこと」よりも、さらに「議論をしたということにする」ことは「議論をしたことがある」よりも豊田への質問として優先されるということである。

しかしこの通訳を通じた質問を受けた豊田は直接的回答を避けたため、クシニッチは豊田に適切な応答を求め、再度同じ質問を繰り返している。抜粋 1.2 はクシニッチによる質問の繰り返しと、通訳者による同時通訳の場面である。

抜粋 1.2

87 KC: were there e- [were there any-] (0.2)
 88 通訳: [聞いてるのは]
 89 KC: e-ever any <discussions; > (0.2) <at toyota,>
 90 [(0.7) that certain] (.) DESIGN or ENGINEERING
 91 通訳: [トヨタの↑社内で:]
 92 KC: flaws, [(0.5) would create ↑system failures,]

93 通訳: [特定の製造上の、欠陥]
 94 KC: [(0.3) that would result, (0.5)]
 95 通訳: [あるいはその技術上の:]
 96 KC: [in unintended, acceleration=that was
 97 通訳: [欠陥がある (inaudible)]
 98 KC: my question, (0.5) [and i would APPRECIATE (0.5)]
 99 通訳: [故障して: (inaudible)]
 100 KC: uh the: uhm (0.8) [COURTESY (0.6)]
 101 通訳: [繋がるような議論が:]
 102 KC: [of ay direct response.]
 103 通訳: [社内↑で:] されていますかと。
 104 直接答えていただくという↑のは: [(.)] まあ礼儀にかなった
 105 豊田: [うん]
 106 通訳: こと↑だと思いますけど=>あの<直接その質問に答えて
 107 いただけますかと.=
 108 豊田: =あ=
 109 通訳: =そういったディスカッションがあった
 110 [↑ことをご存じですかと.]

87-96 行目にかけて、クシニッチは豊田の非直接的な応答を、まず聞き取りのトラブルに対処するように繰り返しによって対応している (Svennevig, 2008)。87 行目でクシニッチは抜粋 1.1 の 42 行目と同様に “were there e” と質問を開始するが、自己修復を開始し “were there any-” と発話した後さらに 2 行目で “e-ever any <dis↓cussions;” と修復を完了している。この自己修復を通して、クシニッチが “ever” と “any” の両方の否定極性アイテムを含む質問デザインを優先していることが分かる。98 行目で質問の繰り返しを終了させると、クシニッチは “i would APPRECIATE (0.5) uh the: uhm (0.8) [COURTESY (0.6) of ay direct response.]” と音声的強調を伴って発話している。これによって豊田の発話を「直接的な応答」ではないので「礼儀にかなっておらず」「受け入れられない」という意味の対照構造が構築され (Bilmes, 2021)、トラブルを受け入れ可能性に関わるものだと示している (Svennevig, 2008)。

通訳者の順番は聞き取り困難な箇所もあったが、クシニッチが質問で選択した否定極性アイテムはここでも通訳されていないようである。101 行目と 103 行目では質問は「繋がるような議論が: 社内↑で: されていますかと.」と通訳され、抜粋 1.1 と同様に肯定的に定式化されているので、豊田の肯定的な回答との関連性はクシニッチの質問よりも強く提示されている。更に 104 行目からはクシニッチのトラブルの受け入れ可能性に関連した発話を通訳しており、前述した対照的意味構造も通訳者によって引き継がれている。クシニッチの発話順番はこの対照構造で終了しているため、通訳者は「直接その質問に答えていただけますかと.」 106-107 行目で通訳した時点で順番を終える選択肢もあったはずであり、これは実際に豊田が 108 行目でそれまでに発話した受け手としての標識 (105 行目の「うん」) ではなく「あ」(108 行目) と発話し通訳者の順番が完了したと志向していることからも明らかである。しかし通訳者は間を置かずに、109 行目からクシニッチの質問内容を繰り返すことを選び「そういったディスカッションがあった↑ことをご存じですかと.」と発話を続けている。このように問い合わせの通訳を順番の最後とすることで、通訳者は豊田の回答のためのスロットより強く関連付け、104-107 行で通訳されたクシニッチによる非難に関連した「否定」や「弁明」などの行動との関係性を弱く提示すると同時に、再度否

定極性アイテムを用いない質問の定式化を通じて豊田の肯定的回答を期待するスタンスを示していると言える。

抜粋 1.3 は抜粋 1.2 の直後の会話で、111 行目の豊田の回答の開始は抜粋 1.2 の通訳者による 110 行目と重なって発話されている。

抜粋 1.3

111 豊田: [あのこういうリコール問]題が: (.)
112 幾多にも重なるリコール問題が出たときに: (0.3)
113 え:トヨタ社内で: (0.3) え:::その (.) お:意図せぬ:
114 (0.2) え:::いわゆるその: (0.3) お:加速? (0.4)
115 というのはどういう段階であるか (0.3) というのは, (0.2)
116 あの真剣に, え議論を, え致しました.
117 (1.1)
118 通訳: .hhh uh: WHENEVER uh those issues of recall um
119 came about, (0.4) uh >within< toyota, (.) uh we
120 had very serious discussion <as to:> (.) at
121 which STAGE (0.4) so called unintended
122 acceleration: (.) takes ↑place.
123 (0.2)
124 KC: well 1-let me ask a follow up question, uhm
125 mister toyoda. (0.3) have you ever been advised
126 (0.2) by: your attorneys. or business associates.
127 (0.5) NOT to discuss, (0.4) any defects, (0.4)
128 an' the: elec- (.) tronic throttle control, (0.6)
129 system, (0.5) because such an admission, (0.6)
130 would create, (0.7) n-such liability, (0.5) which
131 would be financially devastating (0.2) to toyota.
((140-141 の通訳行省略))
142 豊田: >あく そういうことは全くございません.

豊田は 111 行目で回答を開始し、「リコール問題が:」を「幾多にも重なるリコール問題が」と自己修復をしながらリコール問題の深刻さを上方修正した定式化を選択している。さらに「リコール問題が出たときに:」と回答を続けることで、クシニッチが質問で “ever” とした議論の時期を特定化しリコール問題の後と詳細化することで、議論があったことはリコールの対応として当然であるとする定式化が可能になっている。さらに議論の内容に関しても、クシニッチが “any” と広く設定したものに対して「お:意図せぬ: (0.2) え:::いわゆるその: (0.3) お:加速? (0.4) というのはどういう段階であるか (0.3) というのは,」と限定化が行われている。ここでは、「意図せぬ加速問題」というメディアによって広く使用された総称とともに「いわゆる」や「というのは」と発話することで、当該の問題を実際に存在し豊田やトヨタ社が認識しているものというよりも、むしろ社会や世間で議論されている事象として描写している。さらにこの総称は「お:加速?」と試行標識を伴って発話されており、豊田によるこの用語の使用に対する抵抗が示されていると言えるかもしれない。そして 116 行目では「あの真剣に, え議論を, え致しました.」と回答を行うことで、クシニッチが “any discussions” としたものは「真剣」なものであったと上方修正を伴った回答を行っている。

118 行目から通訳者の発話順番では、豊田の「幾多にも重なる」(112 行目) は “those issues”、さらに「真剣に」(116 行) は “very serious” と通訳されるなど、ここでも通訳側がある程度主体的に発話の定式化を行っていることが分かる。この通訳を介した回答はクシニッチによって 124 行目以降制裁を受けることはなく、次の質問へと移っている。

クシニッチの次の関連質問は、「弁護士やビジネスの関係者から、電気スロットルの欠陥について認めれば会社の損益に繋がるため、議論を避けるように言われたことがあるか?」というもので、ここでも否定極性アイテムの “ever” を用いて時期に関わらずそのようなやり取りがもしあれば報告することを求めている。この質問はクシニッチの質問の前置きである、経費削減のために車の安全性能を後回しにしたのではないかという批判とも繋がり得るだろう。豊田の否定は、「>あく」という標識によってこれから続く回答が明確であることを示し、「全くございません」という極端な事例の定式化 (Pomerantz, 1986) を用いて自己弁護を正当化させている。この強い否定は、抜粋 1.1 と 1.2 で通訳者が見せた「議論をしたこと」や「したことにしてこと」への優先化と豊田の肯定的回答を期待する定式化での通訳、さらに豊田が抜粋 1.3 で見せた議論の時期の限定化によって議論を当然とする意味構築などと相まってより具体性を持って発せられていると言えるだろう。

次の抜粋 2.1 はバージニア州の下院議員、ジェリー・コノリー (抜粋では CN と表記) が質問を行う場面で、公聴会開始から約 1 時間 10 分が経過したあたりである。抜粋前には、コノリーが「アクセルに問題があることを最初に把握したのはいつか」と豊田に問い合わせ、豊田は「昨年末 (2009 年末)あたり」と回答した。コノリーはさらに「それよりもずっと前から顧客からの苦情があったことは認識しているか」と投げかけ、豊田は「現在は認識しているが、社長になる前は今ほどの認識はなかった」と応答している。69 行目のコノリーの “but you had SOME awareness.” という評価は豊田のこの問題の認識度合いに対して発話されたものである。

抜粋 2.1

69 CN: tch .hh but you had SOME awareness. (0.4)
70 um (0.8) n- we just heard from secretary lahood
71 (0.8) prior to (.) your testimony. (0.4) and he
72 talked about the fact that nhtsa (1.1) sent a team
73 to tokyo, to meet with the top leadership of toyota
74 (0.7) to bring to their attention: as forcefully as
75 they c↑ould (0.4) the FACT >that< there WAS a
76 problem, and that it needed to be attended to. (0.6)
77 that meeting was PRIOR (0.7) to your testimony just
78 now (0.4) that you only l↑earned about this problem
79 in december of last year. (1.0) uh (.) were you not
80 aware of the fact that nhtsa had sent a team to
81 tokyo headquarters?
82 (1.0)
83 通訳: あの:ニッソウが東京にチームを送ったと: そうして: (.) あの:問題に
84 関してミーティングを行ったとさっき言われたんですけども, (0.2)
85 そのミーティングそのもの- >まく 今社長は 12 月ごろ [(0.3)
86 豊田: [°うん。
87 通訳: >あの< 問題を知ったとおっしゃったんですけども
88 [(0.3)] そういったミーティングのことも

89 豊田: [°うんうん°]

90 通訳: ご存じなかった (inaudible)

70-72 行目では米運輸省長官のレイ・ラフッドとの会話に触れながら、コノリーは NHTSA が急加速問題をトヨタ社に知らせるために東京訪問を行ったことに対し “nhtsa (1.1) sent a team to tokyo, to meet with the top leadership of toyota” と描写を開始している (72-73 行)。コノリーはこの訪問の目的を描写するにあたり、まず NHTSA の訪問はトヨタ社の重役の中でもさらに上層部 (73 行目の “the top leadership”) との協議を目的としていたこと、最大限の説得力 (74-75 行目の “as forcefully as they could”) を持ってトヨタ社に問題を認識させようと努めたこと、意図せぬ加速問題は事実であり (75-76 行目の “the FACT >that< there WAS a problem”) 憶測の段階ではないことなど、米側から見た東京訪問の真剣さを積み重ねるように上方修正しながら修辞を構築している (Bilmes, 2019)。この発言によってコノリーは “that it needed to be attended to.” と訪問の目的を明確にし、NHTSA 側の訪問の妥当性を強く訴えることが可能となっている。続く 77 行目では、ここまで構築した東京訪問の妥当性を豊田の応答と対照させる意味構造が見られる。コノリーは NHTSA による東京訪問が豊田が問題を把握したと証言した「昨年末」よりも前であることを強調しながら (77 行の “PRIOR”)、78-79 行目で “you only learned about this problem in december of last year” と述べている。この “only” によって 12 月という時期が NHTSA の訪問時期や訪問に関する努力の意味構造と対照されることで、NHTSA の努力にもかかわらず豊田が問題を認識するのが「遅すぎる」という解釈を可能にしている。続く 79-81 行目の問い合わせ “Were you not aware of the fact that nhtsa had sent a team to tokyo headquarters?” は、78 行目で構築された「遅すぎる」という意味構造の後に配置されることによって、豊田をこの「把握の遅さ」に対して説明可能な人物として位置付けている。さらに問い合わせは否定形を用いて定式化されている。Heritage (2002) は否定形疑問文 (例えば “Weren't you aware of the fact...?”) が強く肯定形の回答を関連付けると示している。この “were you not aware of the fact...?” という定式は否定疑問文ほど強くはないが、「豊田は NHTSA による訪問を把握していたのではないか」というコノリーの認識スタンスを提示していると言えるだろう。つまりこの問い合わせは 72-79 行で作られた修辞に関連して聞かれることによって、豊田に回答を修正する機会を与え「問題の把握が遅すぎること」や「NHTSA の問題に対する努力姿勢が伝わっていない」という含意を否定するか、もしくは修正せずに含意を認めるのかという意味構造を含んでいると言える。

しかし 83 行目からの通訳者の順番では、コノリーの構築した「遅すぎる」という含意やそれまでの修辞は提示されていないようである。通訳者はまず「あの:」という標識を用いて後続の順番構成単位が大きな質問一回答の連鎖となることを示しながら (Morita & Takagi, 2020)、「ニッソウが東京にチームを送ったと: そうして: (.) あの:問題についてミーティングを行ったとさっき言われたんですけども,」と質問の前置きを通訳している。ここではコノリーが積み重ねるよう上方修正した NHTSA 側の問題に対する姿勢や努力の意味構造が下方修正され、「東京にチームを送った」そして「ミーティングを行った」というより事実的な描写が用いられている。さらに 85 行目からは自己修復の後に「今社長は 12 月ごろ (0.3)>あの< 問題を知ったとおっしゃったんですけども」と続けており、コノリーが “only” (78 行) とした時期の遅さが通訳されていない。質問は「そういったミーティングのこともご存じなかった (inaudible)」と否定形を用いて通訳されることで NHTSA の行動と対照されてはいるものの、「豊田の問題の把握が遅すぎる」

という含意はコノリーの前置きに比べて非常に弱く通訳されている。よって、豊田が「問題を知らなかつたと回答を発した場合のリスクは含意は、コノリーが発話したものと同様には通訳されていないことが分かる。

91行目以降、豊田は「トヨタ社の品質管理部門の者がNHTSAの訪問を受けたことは把握しているが、その内容や時期は把握していない」と回答し、さらに「大変申し訳ありません」と謝罪を続けている。通訳者による順番の後、コノリーは「誰がいつ急加速問題を把握していたのか、アメリカ市民を含む顧客を守るためにも明らかにする必要がある」と前置きしてから、117行目以降は抜粋2.1質問内容を再度提示し豊田の回答を確認している。

抜粋2.2

117 CN: we know that the c↑ompany certainly was made aware
118 (.) by u.s. officials through nhtsa (0.6) who
119 FLEW to tokyo for this express purpose (0.8) and (0.3)
120 you're telling us in your testimony you didn't know
121 about it, (0.4) you were aware of that trip, (0.4)
122 and that meeting, but you weren't aware of the fact
123 (0.6) that there was a serious acceleration problem
124 with your vehicles (0.5) until just a few months ago,
125 december of 2009. is (0.2) that correct?

コノリーは豊田がNHTSAの訪問について十分な認識を示さなかつたことを受け、1行目で“we know”と述べ米側の認識スタンスが極めて高いことを示しながら“the c↑ompany certainly was made aware (.) by u.s. officials”と訪問の事実性を上方修正している。さらにNHTSAは119行目で“FLEW to tokyo for this express purpose”と描写され、豊田が曖昧な認識を示したNHTSAのトヨタ社訪問の事実性を上方修正している。この上方修正されたNHTSAの訪問が、120行目以降では抜粋2.1と同様に豊田の回答と対照関係に置かれている。豊田の証言は“you didn't know about it,”と描写されることで米側の高い認識状態と相容れないことが示され、さらに121-123行目では“you were aware of that trip, (0.4) and that meeting,”と豊田の回答をさらに再定式化してから“but you weren't aware of the fact (0.6) that there was a serious acceleration problem”と続けることでNHTSA側の訪問の目的が適切に認識されていないことを含意として示している。豊田が問題を把握した時期は“just a few months ago”と描写され、急加速問題について公聴会が開かれることになった「今現在」との時間の開きが少ないことを示唆している。このようにコノリーは豊田の回答が米側の認識と矛盾しているという含意を構築し、抜粋2.1と同様、125行目の“is (0.2) that correct?”という質問によってこの含意を再生産するか問うている。次の抜粋は、この直後の通訳者の発話順番から始まっている。

抜粋2.3

127 通訳: あの: >>ま<< ニツツアからわざわざ,
128 この問題に[ついて (inaudible)
129 CN: [because (.) if it ↑is correct,
130 [(0.7)] given your position
131 通訳: [認識をさせるため: ,] (inaudible)
132 CN: >in the< company, and your family's association

133 >with the< company, (0.5) that would constitute
134 Extraordinary (.) compartmentalization.
135 (1.5)
136 通訳: 12月になるま↑では[そのアクセルの問題[はご存じ↑なかつたと,
137 豊田: [°うん。 [°うん, うん。
138 通訳: おっしゃったわけですけどもその通りですかと=
139 豊田: =はいあのその通りでございます。
140 (1.7)
141 通訳: 12月まで知らなかつたわけですよね?
142 豊田: あのわた-私自身はです.=私自身は: (0.3) あのニッツアの方
143 と: (0.2) ミーティングがあつた. (.) ということは, あの:
144 (0.2) 認識しておりますが: (0.2) その内容についてでは (.)
145 把握をしておりません。
146 (1.5)
147 通訳: i personally (.) know, that there was a meeting
148 (.) .h uhm with nhtsa representat↑ives, (0.2) but i
149 do not know (.) the content >of that< meeting.
150 (2.5)
151 CN: nn okay. i- i'm just going to ask one more question.

通訳者の順番は重複のため聞き取りが十分ではないが、127行目ではコノリーの質問の前置きであった“for this express purpose”というNHTSA訪問の目的を「わざわざ」と通訳し、131行目では「認識をさせるために」という通訳でNHTSAの訪問目的を描写している。コノリーは通訳の完了を待たずに129行目から再度順番を取り、134行目まで「豊田の回答が正しければ、豊田の社内での立ち位置と家族的関係性を踏まえると極端に(社内で)区画化されていることを意味する」と述べている。コノリーはこれを“if it ↑is correct,”から始めることで豊田の回答を未だ決定事項として受け入れていないことを示唆しながら、「極端な区画化」という否定的な解釈の選択肢を示すことで、それ以外の肯定的な意味に帰結する選択肢も可能だと暗示している。

136行目以降、通訳者はコノリーの質問を「12月になるま↑ではそのアクセルの問題はご存じ↑なかつたと, おっしゃったわけですけどもその通りですかと」と肯定的な定式化によって通訳し、豊田の肯定的応答をより関連付ける質問デザインを行っている。これは抜粋2.1と同様の通訳の手続きである。139行目で豊田はマイクを通し正式回答として「はいあのその通りでございます。」と発しているが、これは140行目の1.9秒の間が後続するのみで、通訳者は順番を取っていない。通訳を行う代わりに、通訳者は141行目で質問の修復を開始し、再度「12月まで知らなかつたわけですよね?」と問うことで豊田に回答の定式化を再検討させる余地を与えている(Pomerantz, 1985)。豊田は「あのわた-私自身はです.=私自身は:」と回答を修復しながら自らの139行目の回答に明確化が必要であると志向し、142-145行目で応答の説明となる拡張的回答を提供することで、通訳者による修復開始を聞き取りではなく受け入れ可能性のトラブルによるものという理解を提示している。しかし、豊田は「私自身は」という発話で豊田自身とトヨタ社を区別することで、コノリーが134行で言及した「区画化」の意味を認め、再生産するに至っている。通訳者は147行目以降、豊田の発した「私自身は」を“*I personally know*”と通訳し149行目までに同じく区画化の意味を通訳している。よって、151行目の第三位置でコノリーは“*nn okay.*”と豊田の回答を受け入れる発話をを行うが、これは豊田の回答が納得できるものであると提示するよりも、抜粋2.1と2.2を含めコノリーが構築したNHTSAの問題に対する努力姿勢と豊

田の対応に矛盾があるという意味構造を豊田が認めたことを示す標識として用いられていると言えるだろう。

6. おわりに

この研究では2010年にトヨタ自動車が出席した米国公聴会における豊田社長の通訳者の自己及び他者修復の二事例を会話分析の視点から分析した。特に、これらの事例では通訳者が議員や豊田の発話をそのまま通訳するという役割を超えて、自主性を持ち自己及び他者修復を開始していた。通訳者は言い間違いや聞き取りなどの深刻さの低い、もしくは「容易な」(Svennevig, 2008)トラブルに対処するためではなく、公聴会の場で豊田のパフォーマンスとしての回答を交渉し、もしくは引き出すことに志向し修復を開始していた。このような通訳による豊田の応答の優先化を、議員が質問の順番を通して構築する意味構造が通訳者の順番でどのように引き継がれ再生産されるのかという視点から分析した。

抜粋1.1から1.3で分析の焦点となったのは“Were there ever any discussions at toyota...”と定式化された複数回にわたるクシニッチ議員の質問である。議員が用いた否定極性アイテムの“ever”や“any”が通訳されず「議論をなさったことはおありますか？」と定式化されることで、質問は議員が示す否定的なスタンスよりも、通訳者が議論の存在を肯定するスタンスをより強く提示していた。さらにこの定式化は「議論をしたということにしておきますか」と自己修復され、豊田の議論があったことを優先化する質問が選ばれていた。その後豊田は議論の時期をリコール問題後と特定化し応答することで、議論をあったことを当然とする回答が可能になり、クシニッチが提示した「トヨタ社は議論を避けたのではないか」という疑念を否定する結果となった。

抜粋2.1から2.3では豊田がNHTSAのトヨタ社訪問の詳細について「知らなかった」と回答したことについてコノリー議員が複数回確認を行う場面を対象とした。コノリーは豊田のこの回答をNHTSAのリコール問題に対する努力的姿勢と対照させてトヨタ社に対する否定的な意味構造が構築されることを暗示し豊田に回答を修正させる機会を提供した。しかしこの対照的な意味構造は通訳者の順番では下方修正した状態で定式化され、豊田が「知らなかった」と回答し続けることへの否定的意味も強く通訳はされなかった。結果として、豊田のこの回答に後続して「12月まで知らなかったわけですよね?」という他者修復が通訳者自身によって行われたが、豊田はこの回答を肯定するに留まり否定的意味構造を再生産する結果となった。

この通訳者による通訳の役割を超えた自己・他者修復の二事例は、通訳者自らが豊田が発話する特定の回答に対する肯定的もしくは否定的スタンスを提示するものであるという共通項が挙げられる。このスタンスは肯定的な語彙選択や自己修復(抜粋1)に加え他者修復を開始すること(抜粋2)によって提示されていた。中には「議論をしたということにしておきますか?」という極めて明示的な肯定的スタンスの伝え方も見られた。しかしながら抜粋2.1から抜粋2.2では議員の発話した対照構造が明確に通訳されず、その流れで行われた通訳者の他者修復の開始は否定的意味構造を発話するリスクを比較的弱く提示してしまっていた。このことから、通訳者が通訳の役割を超えて特定の回答の選択肢への肯定的もしくは否定的志向を示す場合には、それまでの連鎖内で生産された意味構造がいかに通訳者の順番を通して引継がれているのか、ということが答弁者が通訳者の志向を拾い、応答に繋げる際には重要であると言えよう。

しかしこのような踏み込んだ通訳の中でも見られなかったのは「なぜ特定の定式化が優先される(されない)べきなのか」という通訳者による説明だろう。本研究の二事例では考察に限界が

あるものの、通訳者が理由を添えて修復を行わなかったことに関して以下の考察を発展させたい。まず、通訳者は自らの修復の選択肢が優先されるべき理由を添える場合、通訳を超えた提案という行為を行いそれをさらに正当化していると言える。また、その提案は豊田側に承諾・拒否の行為を関連付けることで（豊田はその関連付けに志向しないこともできるが）、議員と豊田の質疑応答の連鎖から逸脱してしまう可能性がある。通訳者は理由付けという行為を行わないことによって、あくまで議員の発する英語に対しての認識スタンスが高いのであり、答弁の意思決定を左右する役割には踏み込まない姿勢を取っていると言えるだろう。また、提案—承諾・拒否の連鎖に従事しないことによって、公聴会の場での適切な応答とは何かを既に共有した者同士の相互行為を体現しているとも捉えられるかもしれない。

今後の研究では、公聴会場面での通訳の役割を超えた行為について更に事例を検討し、修復以外の行為ではどのようにそれが成されているのか、また通訳の役割を超えることによって通訳者は何に志向し、その結果回答者にどのような応答を関連付けることが可能となるのかを明らかにすることが望まれる。

参考文献

- Bilmes, J. (2019). Regrading as a conversational practice. *Journal of Pragmatics*, 150, 80–91.
- Bilmes, J. (2021). Organizing talk with contrasts: Nixon and Colson discuss watergate. *Journal of Pragmatics*, 175, 1–13.
- Heritage, J. (2002). The limits of questioning: negative interrogatives and hostile question content. *Journal of Pragmatics*, 34(10–11), 1427–1446.
- Heritage, J. (2009). Questioning in Medicine. In *Why Do You Ask?* (pp. 42–68). Oxford University Press.
- Li, R., Liu, K., & Cheung, A. K. F. (2023). Interpreter visibility in press conferences: A multimodal conversation analysis of speaker–interpreter interactions. *Humanities & Social Sciences Communications*, 10(454), 1–12.
- Liu, R.-Y. (2023). Interpreters as spin doctors: The interactional role of interpreters in China’s political Press Conferences. *The International Journal of Press/Politics*, 30(1), 423–444.
- Morita, E., & Takagi, T. (2020). Interjectional use of demonstratives: Anoo and sonoo as resources for interaction in Japanese conversation. *Journal of Pragmatics*, 169, 120–135.
- Okada, Y. (2013). Prioritization: A formulation practice and its relevance for interaction in teaching and testing contexts. In T. Greer, D. Tatsuki, & C. Roever (Eds.), *Pragmatics and language learning* (Vol. 13, pp. 55–77). University of Hawai‘i, National Foreign Language Resource Center.
- Pomerantz, A. (1985). Pursuing a response. In J. M. Atkinson (Ed.), *Structures of Social Action* (pp. 152–164). Cambridge University Press.
- Pomerantz, A. (1986). Extreme Case formulations: A way of legitimizing claims. *Human Studies*, 9, 219–229.
- Svennevig, J. (2008). Trying the easiest solution first in other-initiation of repair. *Journal of Pragmatics*, 40(2), 333–348.

謝辞

本研究は2023年度放送文化基金助成(人文社会・文化)「米公聴会とそのニュース報道の談話分析による事実検証手法の考察」を受けて行われた。

執筆者紹介（掲載順）

岡田 悠佑 (OKADA, Yusuke)

人文学研究科言語文化学専攻 第二言語教育学講座

古川 敏明 (FURUKAWA, Toshiaki)

早稲田大学社会科学総合学術院

福島 玲枝 (FUKUSHIMA, Akie)

言語文化研究科言語文化専攻 博士後期課程

菊池 春花 (KIKUCHI, Haruka)

人文学研究科言語文化学専攻 博士後期課程

(University of California, Los Angels 留学中)

(2025 年 4 月現在)

言語文化共同研究プロジェクト 2024

応用会話分析研究 2024
—政治経済外交の相互行為実践 2 —

2025 年 5 月 31 日 発行

編集発行者

大阪大学大学院人文学研究科言語文化学専攻